

令和 5 年 7 月例会：次第（令和 5 年 7 月 29 日開催）

1、会長挨拶

- 2、北山田診療所 院長 馬場 史道^{のぶみち} 先生、
淡海医療センター 院長 古家 大祐 先生 のご逝去を悼み黙とう

- 3、草津市子ども医療費助成制度の改正に係る周知について （総務資料 1） p. 1

4、報告事項

【会員の状況】 令和 5 年 6 月

(1) 会員の状況

A 会員： 145 名、 B 会員： 163 名（卒後 5 年内 1 名）、 合計： 308 名

(2) 診療所の管理者変更

医療法人 眞下草津医院

眞下 六郎 先生 → 下郷 司 先生 7/1 付

(3) A 会員から B 会員への移動

眞下 六郎 先生 A 会員→B 会員 7/1 付

(4) B 会員の入会

許 正翰^{しょうかん} 先生 医療法人 ハートセンター 7/1 付

河原 絵里 先生 済生会滋賀県病院 7/1 付

林 叔隆 先生、伊藤 博信 先生、西澤 和也 先生、林 一喜 先生

松本 武洋 先生、八木 崇文 先生、島本 和巳 先生、藤井 太平 先生

武信 真佐夫先生、西野 恭平 先生、喜田 裕介 先生、佐伯 翔 先生

以上 淡海医療センター 8/1 付

城山 理帆 先生（卒後 5 年内）淡海医療センター 4/1 付

(5) B 会員の退会

小谷 倫子 先生 南草津野村病院 4/15 付

【総 務 部】

[総 務]

- (1) 新型コロナワクチン接種についての情報提供 （総務資料 2） p. 5

- (2) マイナ保険証の「資格無効」「資格情報なし」となった場合の取扱いについて
（総務資料 3） p. 8

- (3) 令和 5 年度第 2 期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を 8 月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。

口座振替の会員には、8 月 28 日（月）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

- (4) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布について

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）が本年 6 月 16 日に公布され、施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲で政令において定める日となったところである。これを踏まえて、今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に、法の趣旨及び主な内容について十分了知のうえ、施行に向けた準備につき留意いただくよう通知が発出された。

会員におかれては、下記サイトに掲載されているので、ご留意願いたい。

【e-gov 法令検索】

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=505AC10000000065_20240615_0000000000000000

(5) 毎月勤労統計調査（第二種事業所）への協力依頼について

「毎月勤労統計調査」は賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づき厚生労働省が実施する国の重要な調査である。

今般実施する第二種事業所の調査は、先ず、指定調査区（草津市、栗東市、守山市、東近江市、彦根市、長浜市）に所在するすべての事業所を、統計調査員が令和 5 年 8 月から 9 月にかけて訪問し、事業所名・所在地・常用労働者数・事業の内容等を調査し、次に、先の調査の中から無作為に調査対象事業所が指定される。指定を受けた事業所は、令和 6 年 1 月から原則として 18 ヶ月間連続で、雇用・賃金及び労働時間について調査が行われる。

対面による聞き取りが困難な場合は、電話による聞き取りや配布する紙面への記入依頼等の方法に代えることも可能であるとのことである。

当該調査の趣旨をご理解のうえ、協力願いたい。

(6) 医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度について

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号。以下「改正法」）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日から施行されることとなった。

改正法施行後は、令和 5 年 8 月に決算期を迎える医療法人から、既存の事業報告書等の届出等とは別に、病院及び診療所の経営等の情報を報告することが必要となる。制度の詳細は、今後、医療法施行細則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正等を経て決まる予定である。

(7) 原油価格・物価高騰対策支援金（医療機関）の支給について

今般、滋賀県では、原油価格・物価高騰に伴い、光熱費の負担が大きい特別高圧電力を利用する医療機関に対して、標記支援金を支給することとされた。

支援金支給の対象は以下のとおり。

支援金の支給対象は、所在地が滋賀県内にあり、次に掲げる要件のすべてを満たす医療機関

- ①令和 5 年 4 月 1 日時点で医療サービスを提供しており、今後も継続すること
- ②医療法の規定に基づき開設されていること
- ③電気事業者等と特別高圧電力の契約を締結し、かつ電気料金を負担していること

※次に該当するものは、支給の対象外となる

- ・保険診療を取扱わない（保険外診療のみ取扱う医療機関）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ・令和 5 年度において、滋賀県が実施する同種の原油価格・物価高騰対策支援金の支給を受ける医療機関
- ・上記のほか本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

申請期限：令和 5 年 10 月 31 日（火）まで

該当の医療機関におかれては、県 医療政策課に交付要綱・申請様式等をご請求ください。

【問合せ・申請先】滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL：077-528-3625

(8) 「令和 5 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」

（総務資料 4）p. 22

今般、厚生労働省から標記通知が発出された。立入検査については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱において、病院に対して原則年 1 回実施することとされ、医療法第 25 条第 3 項において規定されている特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査についても、原則年 1 回の実施となる。

両通知の前年からの主な変更点は下記のとおり。日医メンバーズルームに掲載されているので確認のうえ、ご留意いただきたい。

【主な変更点】

- ・今年度以降の立入検査は自主点検等の確認ではなく、令和元年度以前と同様の対応とすること、及び「医療法等において定期的に実施することが求められる業務等について」（令和5年3月31日付日医発第2458号）の通り、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的に実施することが求められる業務等の取扱いについて」（令和2年5月14日付（地域102））を廃止したこと
- ・「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」について（令和5年6月16日付日医発第571号（情シ））のとおり、チェックリストが全て「はい」であることではなく、必要な事項が「記入」されているかの確認であること

(9) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の返還にかかる
厚生労働省から医療機関への連絡について (総務資料5) p.39

令和2年度「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」を申請した診療・検査医療機関（当時）のうち、既に交付された補助金が、実績報告で確定した補助金の額を上回っている医療機関については、超える部分を国庫に返還する必要があります。

返還対象の医療機関には、厚生労働省から個別に補助金の返還の手続きについてメールにて案内があります。

標記補助金を受領された医療機関は、念のため、交付額と事業実績報告書に記載した精算額の額をご確認ください。

<参考>

- ・滋賀県で返還対象となる医療機関：概ね65機関程度

(10) 「滋賀県感染症の予防のための施策に関する計画」改定に向けた事前調査について
(総務資料6) p.41

(11) 栗東市 後期高齢者服薬情報通知事業の実施について（お知らせ） (総務資料7) p.53

(12) 草津市 令和5年度要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について
(総務資料8) p.58

(13) 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内 (総務資料9) p.66

(14) 令和5年度 難病対策従事者研修会の開催について（通知） (総務資料10) p.71

(15) 第8回滋賀県多職種連携学会研究大会 演題募集について (総務資料11) p.74

(16) 滋賀医大医学部附属病院 呼吸器外科「特別予約枠」開始のお知らせ
(総務資料12) p.78

(17) 野洲市 子どもの福祉医療費助成制度の年齢引き上げについて (総務資料13) p.80

(18) 滋賀県医師会、当医師会事務局 お盆の期間の休業について

8月11日（金・祝）から16日（水）まで

[医 療 情 報]

(1) Barracuda 製 Email Security Gateway アプライアンスの脆弱性について

Barracuda Networks 社は5月23日(米国時間)に同社のメールセキュリティ製品である Email Security Gateway(ESG) アプライアンスにおけるゼロデイ脆弱性(CVE-2023- 2868)及び同脆弱性を悪用したゼロデイ攻撃について公表した。攻撃者は細工したファイルを添付したメールを送信することで、上述の脆弱性を有する製品上で遠隔からシステムコマンドの実行を行う可能性がある。同社は5月20日(米国時間)及び5月21日(米国時間)に脆弱性の修正パッチを提供したが、適用されている修正パッチのバージョンに関係なく、侵害された製品はただちに交換する必要があるとしており、継続して利用者に注意を呼びかけている。

これらの脆弱性に対する攻撃を把握した際には、下記連絡先へご相談いただきたい。

滋賀県警察サイバー攻撃対策プロジェクト（滋賀県警察本部警備部警備第一課内）

電話 077-522-1231(内線 5793)

E-mail pph-shiga@post.cyberpolice.go.jp

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご確認のうえ必要な処置を講じていただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00008.html

☆令和5年6月13日付け

①イピリムマブ（遺伝子組換え）：その他の腫瘍用薬

重大な副作用（新設）：髄膜炎

②ニボルマブ（遺伝子組換え）：その他の腫瘍用薬・血圧降下剤、その他の循環器器官用薬

重大な副作用（追加）：髄膜炎

(2) 医療事故情報収集等事業 医療安全情報について

医療事故情報収集等事業では医療事故の発生予防と再発防止を目的として、医療事故情報やヒヤリ・ハット事例を医療機関から収集しており、再発・類似事例の報告多い医療安全情報を取り上げて紹介している。事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

①No. 197 離床センサーの電源入れ忘れ

患者のベッドまたはベッド周囲に離床センサーを設置していた際に、処置・ケア等の後に電源を入れ忘れたことにより患者の離床を感知せず、その後、患者が転倒する等の事例が26件報告されている（集計期間：2020年1月1日～2023年2月28日）。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・離床センサーを設置した際は、作動を確認する。
- ・訪室時は、離床センサーの電源が入っていることを確認する。

②No. 198 MRI 検査室への磁性体（金属製品など）の持ち込み（第3報）

「MRI 検査室への磁性体（金属製品など）の持ち込み」について、2007年9月及び2014年9月に注意喚起を行ったが、その後も類似事例が報告されており、医療者が磁性体（金属製品など）の有無を確認したにもかかわらず、患者が磁性体を身に着けたまま MRI 検査室に入室した事例が13件報告されている（集計期間：2014年8月1日～2023年3月31日）。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕※下線部：第3報で追加

- ・MRI 検査室には磁性体（金属製品など）を持ち込まないことを徹底する。
- ・診療放射線技師が磁性体の持ち込みがないことを確認後、患者または医療関係者は MRI 検査室へ入室する。
- ・MRI 検査室に磁性体を持ち込まない工夫をする。
 - └ 磁性体の確認や移乗のための前室（スペース）の確保
 - └ 金属探知機（柵型、携帯型）の導入
 - └ MRI 対応型の備品（酸素ボンベ、ストレッチャー等）の使用
- ・MRI 検査室へ持ち込めないモノを伝えるための写真やイラスト付きの資料を作成し、患者に見せながら具体的に確認する

③No. 199 2022 年に報告書で取り上げた医療安全情報

2022 年に公表した医療事故情報収集事業 第 68 回～第 71 回報告書の「再発・類似事例の分析」で取り上げた医療安全情報のタイトルと主な事例が紹介されているのでご留意願いたい。

〔2022 年に報告された主な再発・類似事例〕

・No. 29 小児への薬剤 10 倍量間違い

1 歳の患児が熱性けいれんで入院した。主治医は発熱時の指示を入力する際、アセリオ静注液 80mg とするところ、「mg」と「mL」の単位を間違えて、アセリオ静注液 80 mL と入力した。看護師は誤りに気付かず、医師の指示通り投与した。

・No. 78 持参薬を院内の処方に切り替える際の処方量間違い

薬剤師は緊急入院となった患者の病室を訪問し、持参薬を確認した。ランタス注は「30 単位-0 単位-0 単位-0 単位」、ノボラピッド注は「10 単位-10 単位-10 単位-0 単位」で投与していることを聴取した。薬剤師は聴取内容とお薬手帳のコピーをもとに、電子カルテ上の持参薬報告書作成画面で報告書を作成した。その際、ランタス注の単位数と混同してノボラピッド注の単位数を「30 単位-30 単位-30 単位-0 単位」と誤入力した。医師は持参薬報告書をもとに薬剤を処方した。看護師は、医師の処方通りにインスリン製剤を投与した。翌日、患者は低血糖状態となり、意識レベルが低下した。

・No. 86 禁忌薬剤の投与

患者は左腎尿管全摘出後で、関節リウマチに対しメトトレキサート (MTX) 錠 8 mg/日 (週 1 回) を整形外科より処方されていた。今回、右腎尿管結石による腎後性腎不全で入院した。入院時の Ccr は 8.3 mL/min であったが、泌尿器科医師は MTX が腎障害のある患者に禁忌であることを知らず、入院前から処方されていた MTX を継続投与した。患者は結石排出後に退院したが、その後、汎血球減少症で緊急入院となった。MTX の投与を中止し、ロイコボリンの投与を開始した。

・No. 130 中心静脈ラインの解放による空気塞栓症

清拭の際、患者は丸首シャツを着用しており、看護師は脱衣のために中心静脈カテーテルと輸液ラインの接続を外した。患者がシャツを脱ぐため立位となったところ、呼吸困難が出現した。応援の看護師が訪室すると、中心静脈カテーテルから閉鎖式コネクタごと輸液ラインが外されており、中心静脈カテーテルが大気へ開放されていることに気付いた。

・No. 133 胸腔ドレーンの大気への解放

食道がんの術後 5 日目、胸腔ドレーンバッグの排液部が満量となり、看護師は胸腔ドレーンバッグを一人で交換することにした。胸腔ドレーンチューブに新しいバッグを繋ぎクランプを解除したところ、患者は呼吸苦を訴え、SpO₂ は 90% 前後まで低下した。医師が確認したところ、胸腔ドレーンバッグの水封部に水が入っていないことが分かり、滅菌蒸留水を注入した。その後、SpO₂ は 90% 台半ばとなった。ポータブル X 線検査、CT 検査を行い、気胸を認めた。

詳細は、公益財団法人 日本医療機能評価機構 HP を参照

<https://www.med-safe.jp/>

【保 険 部】

- (1) マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応等について 【日医発第 699 号】（県医師会報 8 月号に掲載予定）

・詳細については、

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/sys/2023sys_699.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001120087.pdf>

を参照

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について 【日医発第 569 号】（県医師会報 7 月号の 44～46 ページに掲載済）

- (3) 生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
【日医発第 662 号】（県医師会報 8 月号に掲載予定）

- (4) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
【日医発第 678 号】（県医師会報 8 月号に掲載予定）

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (5) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について
【日医発第 709 号】（県医師会報 8 月号に掲載予定）

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (6) デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ、同皮下注 300 mg ペン、及びリンヴォック錠 7.5mg、同錠 15mg、同錠 30mg、同錠 45mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

【日医発第 710 号】（県医師会報 8 月号に掲載予定）

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (7) 疑義解釈資料（その 52）について 【日医発第 642 号】
（県医師会報 7 月号の 54 ページに掲載済）

- (8) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出キット「Panbio COVID - 19/Flu A&B ラピッド パネル」（アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社）の保険適用について

〔疑義解釈資料（その 51）より〕 【日医発第 638 号】

※R5. 6. 27 保険適用

（県医師会報 7 月号の 55 ページに掲載済）

- (9) ① SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出キット「INDICAID COVID - 19 抗原テスト」（ビーアイシーグループ株式会社）及び「COVID - 19 抗原検査キット『INNOVITA』」（MED 株式会社）の保険適用について

② SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出キット「パンサーフュージョン SARS - CoV-2/Flu A/B/RSV」（ホロジックジャパン株式会社）の保険適用について

〔疑義解釈資料（その 50）より〕 【日医発第 590 号】

※R5. 6. 16 保険適用

（県医師会報 7 月号の 55 ページに掲載済）

※ (7)～(9)について、日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 <令和 4 年度>」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r04kaitei/>

(10) 令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いについて 【日医発第 645 号】

（県医師会報 8 月号に掲載予定）

(11) 医療機器の保険適用について（7 月 1 日保険適用分及び 6 月 1 日保険適用分）

【日医発第 719 号】【日医発第 573 号】

(12) 令和 5 年度 滋賀県後期高齢者医療被保険者証の更新について

（県医師会報 7 月号の 70～71 ページに掲載済）

- ・令和 5 年度被保険者証の色：びわ色（薄橙色）
- ・8 月 1 日以降にクリーム色（薄黄色）の被保険者証を持参した患者は保険診療を受けることができないのでご注意くださいとともに、患者に新しい被保険者証を持参するように伝えていただきたい

(13) 長期投与について

（県医師会報 7 月号の 55 ページに掲載済）

- ・「1 回 14 日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1 回 30 日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で 14 日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方箋の備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

(14) 令和 5 年度 施設基準等の届出状況等の定例報告等について

（県医師会報 7 月号の 62～63 ページに掲載済）

※該当医療機関のみ

- ・報告期限：令和 5 年 7 月 31 日（月）
- ・報告先、問合せ先：
近畿厚生局滋賀事務所 審査課 TEL 077-526-8114

(15) 草津市子ども医療費助成制度の改正について 【草年発第 439 号 草津市】

（県医師会報 8 月号に掲載予定）

- ・令和 5 年 10 月 1 日から、中学生・高校生（当該年度に 13 歳～18 歳に到達する人）の通院及び入院に係る医療費について、現物給付による助成を行うよう、助成対象を拡大
（現在は、小学生の通院及び入院に係る医療費を現物給付、中学生の入院に係る医療費を償還払いにより助成）

5、ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」登載一覧

- 6/22 (木) サイバーコネクトSHIG@ R5年度No6
- 6/23 (金) 感染症週報令和5年第24週 (6/12～6/18) ・ヘルパンギーナの警報発令について
- 6/23 (金) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (ゾコーバ錠125mg及びラゲブリオ®カプセル200mg200mg) の適正使用について (再周知)
- 6/26 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 6月25日
- 6/27 (火) 栗東市 在宅医療介護連携のための「多職種マッチング会」のご案内
- 6/27 (火) 滋賀医科大学医学部附属病院 合同カンファレンスの開催について (通知)
- 6/27 (火) オズウイルスによる心筋炎と診断された患者の報告について (情報共有)
- 6/27 (火) 「びわ湖あさがおネット」における医療情報共有化促進事業について (協力依頼)
- 6/28 (水) 滋賀県感染症発生動向調査 感染症月報 2023年5月
- 6/30 (金) 感染症週報令和5年第25週 (6/19～6/25)
- 6/30 (金) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (ゾコーバ錠125mg) の使用にあたっての注意喚起に係る追加の情報提供 (資材の活用の徹底について)
- 6/30 (金) パキロビッドパック (国購入品) の使用期限の訂正について
- 7/3 (月) 【大津赤十字病院】ご紹介患者さま担当医師名一覧表7月・市民のためのがん講座のご案内
- 7/6 (木) 【滋賀医科大学付属病院】外来診察医予定表 7月
- 7/10 (月) 令和5年度農薬危害防止運動の実施について (通知)
- 7/13 (木) 感染症週報令和5年第27週 (7/3～7/9)
- 7/14 (金) 腸管出血性大腸菌感染症多発警報の発令について (本年度1 回目の発令)
- 7/14 (金) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための有床診療所の医療機関等情報支援システム (G-MIS) への入力に係る改修等について
- 7/18 (火) 夏季休暇の海外渡航者に対する感染症予防啓発について (協力依頼)
- 7/18 (火) 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアルについて
- 7/19 (水) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 7月16日・7月17日
- 7/20 (木) 感染症週報令和5年第28週 (7/10～7/16)
- 7/21 (金) 【滋賀県警察本部】サイバーセキュリティに関する注意喚起等について
- 7/24 (月) 予防接種基礎講座の実施及び動画配信についてのお知らせ (予防接種従事者研修事業)
- 7/24 (月) 今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について
- 7/24 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 7月23日
- 7/25 (火) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を診療する医療機関の選定および公表にかかる再周知について (依頼)
- 7/26 (水) 【滋賀県警察本部】ノースグリッド社製Proselfにおける管理者権限での認証バイパス及びリモートコード実行のゼロデイ脆弱性に対する注意喚起について

6、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内 (総務資料 14) p. 82

7、滋賀県医師会 7月以降 行事予定表 (総務資料 15) p. 83

8、当医師会の8月行事予定表 (総務資料 16) p. 88

【共催】

講演会名：第201回草津栗東医師会循環器研究会

開催日時：2023年8月9日(木) 20:00～21:30

講師：滋賀医科大学 循環器内科 教授 中川 義久 先生

演題：『PCI術後の抗血小板療法をめぐる話題&循環器診療をめぐる興味深い症例』

開催場所：クサツエストピアホテル

共 催 名：第一三共株式会社

【共催】

講演会名：草津栗東医師会 GP ネット講演会

開催日時：2023 年 8 月 26 日(土) 17:00～18:30

講 師：京都第一赤十字病院 心療内科 部長 名越 泰秀 先生

演 題：『高齢者のうつ病 ―認知機能障害の視点から病態・治療戦略を考える―』

開催場所：ホテルボストンプラザ草津

共 催 名：武田薬品工業株式会社、ルンドベック・ジャパン株式会社

※講演会後 当医師会主催による情報交換会を開催します。

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. クルマ定額サービス「SOMPOで乗—る」のご案内

当組合では株式会社 DeNA SOMPO Carlife と提携し、クルマ定額サービス「SOMPOで乗—る」を取り扱うことになりました。「SOMPOで乗—る」とは、毎月定額料金のカーリースで、契約期間中でも解約できるオプションや業界初の免許返納オプションも用意されています。取り扱い車種も国産車・輸入車 300 車種以上から装備もカラーも自由に選択可能です。新車の購入をお考えの方は是非ご検討ください。詳しくは医協ホームページにて掲載しておりますのでご覧ください。

2. おまとめ DM「医師協スクエア」のご案内

7月下旬に「医師協スクエア」をお届けいたします。今回は3年ぶりに実施させていただくことになりましたタカゾノ滅菌器・分包機のキャンペーン、富士フイルム複合機の期間限定キャンペーン、FOLK ウェア限定夏の大特価セールのご案内等盛りだくさんでお届けしております。お問い合わせは購買課までご連絡ください。皆様のご利用をお待ちしております。

3. 「医療用品カタログ Goods」の取扱いについて（夏期休業期間）

ご注文日	受付日
令和5年8月10日（木）15時まで	通常受付（当日受付）
令和5年8月10日（木）15時以降～8月16日（水）	令和5年8月17日（木）受付
令和5年8月17日（木）から	通常受付

WEB 注文は休業期間にかかわらず通常どおりご注文いただけます。

4. 事務局夏期休業のお知らせ

休業期間：令和5年8月14日（月）～16日（水）
この期間は全ての業務をお休みさせていただきます。

5. 滋賀県医師協同組合 第58期通常総代会のご案内

第58期通常総代会につきましては次のとおり開催予定です。総代の先生方におかれましてはご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

開催日時：令和6年5月18日（土）15時30分より

会 場：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海2階

6. 令和5年度還元事業「観劇等鑑賞料金補助」のご案内

令和5年度の還元事業として、当組合が指定する施設において開催される観劇等のチケットを自ら購入した場合、その購入したチケット料金に対して、福利厚生として決められた割合に応じて補助を実施します。詳しくは7月の引去明細書または医協ニュース7月号の折り込みをご覧ください。

お問い合わせ：滋賀県医師協同組合 TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

草年発第439号
令和5年6月30日

草津栗東医師会
会長 新木 真一 様

草津市長 橋川 渉



草津市子ども医療費助成制度の改正に係る周知について（依頼）
向暑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろから本市行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の子ども医療費助成制度につきましては、現在、小学年生の通院および入院に係る医療費を現物給付により、中学生の入院に係る医療費を償還払により助成しております。

この度、さらなる子育て支援を図る観点から、令和5年10月1日付で現行制度を改正し、中学生・高校生等（当該年度中に満13歳～18歳に到達する人）の通院および入院に係る医療費についても現物給付による助成を行うよう、助成対象を拡大することといたしました。

つきましては、誠にお手数をお掛けいたしますが、貴会員様への周知につき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 改正後の制度開始時期 令和5年10月1日

2. 制度改正により新たに助成対象となる方

市内に住所がある中学生・高校生等（13歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある方）。

＊草津市では約7,500人が新たに助成対象となる見込です。

＊他の事由（心身障害者（児）、ひとり親家庭等）により市が行う医療費助成の対象となる方は除きます。

3. 助成内容（拡大分）

○通院医療費：医療保険適用医療費の患者負担分から、自己負担金（※）を除いた額を助成

※自己負担金…1診療報酬明細書当たり500円

（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○入院医療費：医療保険適用医療費の患者負担分を助成

＊助成方法等の詳細につきましては、別添資料をご覧ください。

（裏面へ続く）

4. 参考

- ・令和5年7月上旬（予定）

滋賀県国民健康保険団体連合会から県内全医療機関宛てに別添資料を送付いただき、医療機関各位への制度周知を図る予定です。

担当部署	健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係		
担当者	所属長：堀江 俊介		
	担当：藤澤めぐみ		
電話	077-561-6975	FAX	077-561-2480
E-mail	honen@city.kusatsu.lg.jp		

【草津市】子ども医療費助成制度の拡大について（中学生・高校生等への医療費助成）

草津市では現在、小学生の通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）で、中学生の入院医療費を償還払で助成しています。

令和5年10月から次のとおり助成対象を拡大します。

- ① **中学生・高校生等（年度内に満13～18歳になる人）**について、**通院・入院に係る医療費を現物給付（通院のみ自己負担有）で助成します。**（小学生と同内容）
- ② **心身障害者（児）・ひとり親家庭として助成対象になる方で、市民税課税世帯に属する中学生・高校生等**について、**①と同様の助成を行います。**
（現在は通院・入院とも自己負担有で助成しています。**詳細は裏面をご覧ください。**）

現行制度		
年齢	通院助成	入院助成
高校生等 【満16-18歳 到達年齢】	助成なし	助成なし
中学生 【満13-15歳 到達年齢】		償還払 （自己負担無）
小学生 【満7-12歳 到達年齢】	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）



令和5年10月診療分から		
年齢	通院助成	入院助成
高校生等 【満16-18歳 到達年齢】	現物給付 （自己負担有）	現物給付 （自己負担無）
中学生 【満13-15歳 到達年齢】		
小学生 【満7-12歳 到達年齢】		



○償還払

医療機関での支払後に市役所に申請し、医療費の助成を受ける方法

○現物給付

医療機関の窓口で受給券を提示し、保険診療分の医療費の助成を受ける方法

※どの年代についても、就学の状況に関わらず、年齢により助成対象とします。

○福祉番号： 小学生の福祉番号と同じ「**40259061**」（**当該番号の対象年齢を拡大**）

○受給券の有効期間： 満7歳に到達する年度の初日から、**満18歳に到達する年度の末日**
（令和5年度の中学生・高校生等のみ、令和5年10月1日が有効期間の始期となります。）

○自己負担金

入院：無 通院：有・・・1診療報酬明細書当たり500円（ただし、調剤報酬明細書には適用しない）

○対象者には、**オレンジ色の受給券**を交付します。約7,500人が対象となる見込みです。

○8月中に申請書を対象者に送付し、申請があった方に9月に受給券を送付します。

※心身障害者（児）・ひとり親家庭として福祉医療助成を受けている方（ピンクの受給券を既にお持ちの方）については、オレンジの受給券は交付せず、ピンクの受給券を引き続きご利用いただきます。

受給券イメージ（子ども医療）

滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券（子ども医療）			
福祉番号	40259061	受給者番号	*****
居住地	525-8588 草津市草津三丁目13番30号		
氏名	草津 青花		
生年月日	平成22年10月15日		
有効期間	令和5年10月1日から 令和11年3月31日まで		
発行機関及び交付年月日	滋賀県草津市長 印 令和5年10月1日		
自己負担金	入院 無 通院 有：1診療報酬明細書当たり500円 （ただし、調剤報酬明細書には適用しない）		

令和5年度 新中学1年生の例。実際の文字色は黒です。

【草津市】心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成対象となる方のうち、中学生・高校生等について

心身障害者(児) または ひとり親家庭 として助成対象となる方のうち、**市民税課税世帯に属する中学生・高校生等(約800人)**について、**10月から「通院のみ自己負担有」での助成**を行います。
 【10月以降、入院に係る自己負担(日額1,000円、月額14,000円まで)も含めて市が助成することで、入院に係る保険診療分の患者負担は無しとなります】

草津市 福祉番号一覧(心身障害者(児)・ひとり親家庭のみ)

制度区分	福祉番号	自己負担		対象者の状況 《現行制度》	対象者の状況 《令和5年10月から》
		入院	通院		
心身障害者(児) 【県制度】	41250069	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	41253063	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	41251067	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)
心身障害者(児) 【市制度】	47250063	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	47254065	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	47253067	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)
母子家庭 【県制度】	43250067	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	43253061	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	43251065	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)
父子家庭 【県制度】	44250066	無	無	非課税世帯	非課税世帯
	44253060	無	有	課税世帯(小学生)	課税世帯(小学生～高校生等)
	44251064	有	有	課税世帯(上記以外)	課税世帯(上記以外)

【対象要件に変更が生じる福祉番号】
 課税世帯の小学生(年度内に満7～12歳に到達する人)を対象としている番号 **(41253063、47254065、43253061、44253060)** の対象年齢を、**10月から高校3年生等(年度内に満18歳に到達する人)まで拡大します。**

【受給券の有効期間】
 ・心身障害者(児)またはひとり親家庭として助成を受けている方で、令和5年度に新たに中学生・高校生等になる方(課税世帯)には、9月に令和5年10月1日を有効期限の始期とした受給券を交付します。
 ・下記の例は中学1年生ですが、高校3年生等は令和6年3月31日が有効期間の終期となります。



課税世帯の中学生・高校生等の受給券イメージ(令和5年度 中学1年生の例)

○心身障害者(児)《県制度》					○心身障害者(児)《市制度》					○母子家庭《県制度》					○父子家庭《県制度》				
滋賀県内のみ有効					滋賀県内のみ有効					滋賀県内のみ有効					滋賀県内のみ有効				
(福) 福祉医療費受給券					(福) 福祉医療費受給券					(福) 福祉医療費受給券					(福) 福祉医療費受給券				
福祉番号	41253063	受給者番号	*****		福祉番号	47254065	受給者番号	*****		福祉番号	43253061	受給者番号	*****		福祉番号	44253060	受給者番号	*****	
受給者居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地				受給者居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地				受給者居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地				受給者居住地	525-00◆◆ 草津市〇〇町〇番地			
受給者氏名	草津 太郎				受給者氏名	草津 次郎				受給者氏名	草津 花子				受給者氏名	草津 三郎			
受給者生年月日	平成22年4月2日				受給者生年月日	平成22年4月2日				受給者生年月日	平成22年4月2日				受給者生年月日	平成22年4月2日			
有効期間	令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで				有効期間	令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで				有効期間	令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで				有効期間	令和5年10月1日から 令和6年7月31日まで			
発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印				発行機関の長及び印	滋賀県草津市長 印			
交付年月日	令和5年10月1日				交付年月日	令和5年10月1日				交付年月日	令和5年10月1日				交付年月日	令和5年10月1日			
自己負担金	入院	無			自己負担金	入院	無			自己負担金	入院	無			自己負担金	入院	無		
	通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)				通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)				通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)				通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)		

新型コロナワクチン接種について

令和5年7月29日 草津市・栗東市

1. 接種実績 (7月23日時点VRSより【滋賀県提供資料より抜粋】)

①【12歳以上】春開始接種(令和5年5月8日～)の接種状況

草津市		栗東市		滋賀県		全国	
接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
21,297回	17.6%	8,087回	13.1%	216,830回	17.1%	20,885,514回	18.3%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

121,136人

栗東市人口

61,504人

滋賀県人口

1,264,720人

全国人口

114,150,772人

②小児(5～11歳)接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	1,848回	18.5%	917回	17.7%	16,539回	17.6%	1,765,618回	24.1%
2回目	1,801回	18.0%	891回	17.2%	15,892回	16.9%	1,711,569回	23.4%
3回目	794回	8.0%	336回	6.5%	6,525回	6.9%	717,007回	9.8%
4回目	189回	1.9%	38回	0.7%	1,258回	1.3%	165,185回	2.3%
5回目	0回	0.0%	0回	0.0%	0回	0.0%	338回	0.0%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

9,985人

栗東市人口

5,174人

滋賀県人口

94,152人

全国人口

7,317,297人

③乳幼児(6か月～4歳)接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	188回	3.4%	73回	2.2%	1,257回	2.5%	176,710回	4.4%
2回目	179回	3.2%	71回	2.1%	1,195回	2.4%	164,087回	4.1%
3回目	162回	2.9%	52回	1.6%	954回	1.9%	126,733回	3.2%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

5,533人

栗東市人口

3,318人

滋賀県人口

50,679人

全国人口

4,005,601人

2. 両市の接種体制について

【1. 令和5年春開始接種体制について】

●集団接種

	接種会場	期間	使用ワクチン	運営形態
草津市	8月は実施なし			
栗東市	アル・プラザ栗東	8月19日（土） 時間：13時～17時	ファイザー社オミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5)	株式会社ウェルネスコミュニケーションズ委託
設備の整った病院での接種：淡海医療センター、済生会滋賀県病院				

●個別接種

（令和5年7月23日時点）

	3回目以降の接種		初回接種		小児接種	乳幼児接種	医療機関数
	ファイザー社オミクロン株(BA.4-5)	うち条件なし	従来型	ノババックス	初回：従来型 3回目：オミクロン株	初回1～3回目 ：従来型	
草津市	47	22	8	2	6	5	103
栗東市	21	9	6	0	4	4	46
計	68	31	14	2	10	9	149

3. その他（情報提供）

●国のワクチンの薬事承認などの状況により、令和5年秋開始接種の開始時期や令和5年春開始接種の終了時期が後ろ倒しになる場合があります。

●令和5年秋冬（9～12月）接種について

国から未だに詳細が示されておりませんが、現時点の方針は以下のとおりです。

【接種期間】令和5年9月から12月（詳細な時期は未定）

【対象者】初回接種完了者の5歳以上の人

【使用ワクチン】現在の流行主流株であるオミクロン株 XBB.1 系統の成分を含有する1価のワクチン

【接種間隔】未定

【接種券の発送】

<草津市の場合>

区分	①65歳以上の方	②基礎疾患を有する方	③その他5歳から64歳の方
接種勧奨	有		なし
発送方法	一斉発送 （接種間隔に到達しないものは段階的に送付）		8月上旬に全員へ接種券発行 申請案内ハガキを送付し、 申請者へ接種券を発送
発送日（予定）	8月下旬以降		9月下旬以降

<栗東市の場合>

8月下旬から9月上旬に段階的に順次送付開始予定。令和5年春開始接種時などに送付した接種券をお持ちの人は、そのまま使用可能（新しい接種券の送付なし）。

●個別接種促進支援金について

- ・R4 年度まで県で行っていた個別接種促進支援金を以下のとおり実施予定です。
詳細はおって御連絡いたします。

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金 概要

1. 対象医療機関

集合契約方式により受注者と委託契約を締結し、新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「接種」という。）を実施する医療機関のうち、以下の計算対象期間の各期間において、支払要件を満たす者

2. 計算対象期間

5・6月期：令和5年5月1日（月）～令和5年7月2日（日）

7・8月期：令和5年7月3日（月）～令和5年8月31日（木）

3. 支払要件

次の①及び②を満たすこと。

①「3. 計算対象期間」の各期間において、週 100 回以上の接種を4週以上行っている。

②週 100 回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日（※）にかかる接種体制を用意している。

※時間外、夜間及び休日の定義

時間外	当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜 間	18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
休 日	日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

4. 支払額

週 100 回以上の接種を行った週における接種回数に対して、1 回あたり 2,000 円（非課税）を支払う。
支払日については、審査を終えた日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

日医発第 699 号(情シ)(保険)

令和 5 年 7 月 10 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

(公印省略)

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応等について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムにて、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合やシステム障害時、その他発熱外来等で受付導線を分ける場合など、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応および、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について、厚生労働省より本会宛てに周知依頼がございました。

患者がマイナンバーカードを持参している場合、何らかの原因でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができなくとも、

- ・保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられる
- ・医療機関等には、事務的対応以上の負担（未収金）は発生しない

ようにする基本的な考え方に沿って整理された内容になります。

医療機関としては、マイナンバーカードを持参した患者には基本的に自己負担分（3割分等）の支払を求めることとなりますが、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応を行っていただくことにより、仮に最終的に保険者が特定できなかった場合でも、医療機関側に未収金が発生することがない整理となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について（別添 1 のフローも参照ください）

【何らかの事情でその場で資格確認を行えないケース】

以下の場合などが考えられます。

- ・マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、資格確認端末において、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合。
- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障。
- ・患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、IC チップの破損、カードに搭載されている利用者証明用電子証明書の有効期限切れ）。
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など。
- ・その他、発熱外来等で受付導線を分ける場合など。

【資格確認】

以下の何れかの方法にて確認をお願いします。

- ・患者が健康保険証を持参している場合は、健康保険証にて確認する。
- ・スマホ等でマイナポータルの被保険者資格情報の画面を提示してもらい確認する。
- ・過去の受診歴から被保険者資格情報が確認でき、被保険者資格申立書（別添資料参照）に記載すべき情報を把握できている場合、その時から保険資格が変わっていないことを口頭で確認する（これにより、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱うことができる）。
- ・患者に被保険者資格申立書を可能な範囲で記入、提出してもらう。

【窓口負担】

上記のいずれかの対応が実施できた場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3 割分等）の支払を求めてください。

患者がマイナンバーカード、健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けておらず、マイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、医療費の全額（10 割）を請求することが基本となりますが、再診で過去の受診歴があって患者の身元が分かっている場合などは、従来通り、個々の医療機関の判断で、3 割分等の支払を求めるなど柔軟な対応を行っても構いません。

【後日、被保険者資格を確認する方法について】

以下の方法が考えられます。

- ・後日、患者から被保険者資格の情報を提供してもらう（被保険者資格申立書を提出した患者に対しては、被保険者番号等の情報がわかり次第、必ず医療機関に知らせるよう伝えてください）。
- ・システム障害時モードにて被保険者資格を確認する。

【レセプト請求】

- ・受付時又は後日、現在の被保険者資格が確認できた場合は、その情報にて診療報酬請求等を行う。
- ・現在の被保険者資格は不明だが、過去の被保険者資格が分かる場合には、過去の被保険者資格の情報にて、診療報酬請求等を行う。
- ・診療報酬請求までに現在および過去の被保険者資格が特定できなかった場合には、明細書の摘要欄に必要な情報を記載し、被保険者資格の情報は「不詳」のまま診療報酬請求等を行う。

※後日、診療報酬請求の詳細に関する文書を別途発出予定です。

【医療費負担】

審査支払機関側で、患者の受診時の加入保険者等を可能な限り特定し、その保険者等が診療報酬等を負担することになります。保険者等を特定することができない場合には、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととなります。

■オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について

極めて低い確率ではあるものの、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等の理由により他人の資格情報が紐付けされ、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生していることを受け、受付時や診療時に表示されている情報が患者本人のものであるかを確認する方法例が示されました。

従来から診療等を実施する場合の本人確認は実施いただいているかとは存じますが、改めて御高配いただくよう、お願いいたします。

【別添資料】

- ・令和5年7月10日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課、保険局医療課名事務連絡「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」
- ・令和5年7月10日付保発0710第1号地方厚生局等宛て厚生労働省保険局長文書「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」

別添1：マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応

別添2：システム障害時モード・目視モードの立ち上げ方

別添3：被保険者資格申立書

- ・令和5年7月4日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課、保険局医療課名事務連絡「オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について」
- ・令和5年7月4日付地方厚生局等宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課、保険局医療課名事務連絡「オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について」

以上

保 発 0710 第 1 号
令和 5 年 7 月 10 日

地方厚生（支）局主管課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局		
全国健康保険協会		
健康保険組合		
健康保険組合連合会		
関係各省共済組合等所管課（室）		
国民健康保険中央会	}	
社会保険診療報酬支払基金		

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について

オンライン資格確認等システムについては、令和 3 年 10 月より本格運用が開始され、令和 5 年 7 月 2 日現在で約 78.6%の医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）において運用が開始されている。

マイナンバーカードで受診等（受診又は調剤をいう。以下同じ。）していただくことで、患者の直近の資格情報等を確認するとともに、患者本人の同意に基づき、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となる。また、令和 6 年秋に健康保険証の廃止が予定されているところ、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い、持続可能な医療の実現に資するものである。

他方、マイナンバーカードで医療機関等を受診等される方が急速に増えている中で、その場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合につい

て、窓口での対応や医療費の負担の取扱い等が必ずしも明確になっていなかったことから、今般、こうした場合の取扱いについて、

- ・ 保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分（３割分等）の支払で必要な保険診療を受けられる
- ・ 医療機関等には、事務的対応以上のご負担はおかけしないようにする

という基本的考え方に沿って整理したので通知する。本通知の内容について十分ご了知の上、関係者及び貴管下の関係機関等に対して周知徹底いただくとともに、その運用につき遺漏なきよう特段のご配慮をお願いしたい。

記

1. マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないケース

(1) マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、資格確認端末において、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合

- ・ オンライン資格確認等システムにより確認できる患者の直近の資格情報が無効（資格喪失済み）であり、資格喪失後の新たな資格情報が確認できない場合、医療機関等の資格確認端末において、「資格（無効）」と表示される。
- ・ また、喪失済みのものを含め、オンライン資格確認等システムにより資格情報が確認できない場合（過去に保険者等から資格情報が登録されていない場合や、保険者等において登録データを確認中の場合）には、医療機関等の資格確認端末において「資格情報なし」と表示される。

こうしたケースは、新たな保険者等が資格情報をシステムに登録し、又はデータの確認作業が終了次第解消していくものであり、今後、保険者等による迅速かつ正確なデータ登録の取組を徹底し、こうした事象自体を減少させていく。

※ オンライン資格確認において「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合、マイナポータルにおいても直近の有効な資格情報を確認することはできない。

※ 「資格（無効）」「資格情報なし」の表示は、患者が健康保険証を持参した場合に、医療機関等の職員が健康保険証の資格情報を入力して当該健康保険証の有効性をオンライン資格確認等システムに照会する場合も生じる。なお、健康保険証によりオンライン資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行う場合と異なり、当該資格が喪失している場合に、患者の直近の資格情報を確認することはできない。

(2) 医療機関等の機器不良等によりその場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合

保険者等によるシステムへのデータ登録は完了しているが、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認を行うことができない場合として、例えば以下のようなケースが考えられる。

- ・ 顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
- ・ 患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、ＩＣチップの破損、カードに搭載されている利用者証明用電子証明書の有効期限切れ）
- ・ 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

これらのケースは、医療機関等において、オンライン資格確認等システムへのアクセス自体は可能である場合と、医療機関等において、オンライン資格確認等システムへのアクセス自体が困難となっている場合に分けることができ、それぞれに応じた対応を行う。

2. 1 のケースにおける資格確認及び窓口負担

(1) 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合や、患者が健康保険証を持参している場合は、当該マイナポータルの画面や、健康保険証を医療機関等の受付窓口に提示することにより資格確認を行い、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求める。

(2) (1) による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）、一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書（別添3）を可能な範囲で記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求める。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えない。

※ 70 歳以上等の患者について、患者の申立てに基づく割合で一部負担金を受領した場合、実際の負担割合が異なっていたとしても、負担割合相違によるレセプト返戻は行わないことを基本とする。なお、保険者等が判明した場合において負担割合の相違が確認された場合には、当該保険者等から患者に対して返還請求等が行われる。

※ 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害などが発生した場合や、顔認証付きカードリーダーが故障した場合には、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））（以下「システム障害時モード」という。）を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うことができる。システム障害時モードの立ち上げ方については、別添2を参照願いたい。

また、何らかの事情により顔認証付きカードリーダーで顔認証が上手く機能しない場合には、カードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力のほか、オンライン資格確認の目視モードを立ち上げ、医療機関等の職員が患者のマイナンバーカードの券面の写真を目視することによる本人確認を行うことも可能である。目視モードの立ち上げ方については、別添2を参照願いたい。

- (3) 患者がマイナンバーカード又は健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けていない場合であってマイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、新しい健康保険証の交付を受けていない場合の現行の取扱いと同様に、医療機関等は、患者に対して医療費の全額（10割）を請求することを基本とする。ただし、当該患者が再診であり、医療機関等において過去の受診歴等や患者の身元が分かる場合など、個々の医療機関等の判断により、当該医療機関等で保有している情報等に基づき患者の窓口負担を3割分等とするなど、柔軟な対応を行うことが妨げられるものではない。

3. 診療報酬請求等

- (1) マイナポータルの画面や健康保険証の提示及びシステム障害時モードによりその場で又は事後的に資格確認を行った場合には、当該資格確認結果に基づく患者の保険者等番号及び被保険者等記号・番号を診療報酬明細書等（以下単に「明細書」という。）に記載して診療報酬請求等を行う。
- (2) 患者からの聞き取り等により患者の現在の資格情報を確認できた場合や、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認できた場合には、当該資格に基づく患者の保険者等番号及び被保険者等記号・番号を明細書に記載して診療報酬請求等を行う。
- (3) 有効な保険証が発行されている場合であって、患者の現在の資格情報を確認できなかった場合においても、「資格（無効）」画面に表示された喪失済みの資格や、過去の受診歴等から確認した資格に基づく保険者等番号及び被保険者等記号・番号を明細書に記載して診療報酬請求等を行うことができる。

※ マイナンバーカードによるオンライン資格確認において「資格（無効）」と表示された場合、当該表示画面において無効とされた旧保険者等番号と旧被保険者等記号・番号を確認することができる。なお、資格確認端末に連携しているレセプトコンピューターから資格情報を閲覧した場合、レセプトコンピューターの仕様によっては喪失済みの資格情報が表示されない可能性があるが、その場合は資格確認端末本体からオンライン資格確認等システムにアクセスし、資格確認履歴を参照することにより、喪失済みの資格情報を確認することができる。

※ 喪失済みの資格に基づき診療報酬請求等を行った場合であっても、医療費の審査支払の時点で新たな保険者等からデータ登録がなされている場合には、オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能を活用して、医療機関等へ明細書を返戻することなく当該新たな保険者等に対して医療費請求を自動的に振り替えることを基本とする。

- (4) 有効な保険証が発行されている場合であって（1）～（3）によることができないとき、被保険者資格申立書の提出があった患者については、患者から事後的に医療機関等に対して被保険者等記号・番号等の提供がなかった場合には医療機関等から患者へ確認を行った上で、なお、患者の現在又は喪失済みの保険者等番号又は被保険者等記号・番号を特定することができないときには、明細書の摘要欄に、被保険者資格申立書により把握している患者の住所、事業所名、連絡先等の情報その他請求に必要と

なる情報を記載の上、保険者等番号及び被保険者等記号・番号は「不詳」のまま診療報酬請求等を行うことができる。

※ 被保険者資格申立書に関する説明書に「被保険者番号等の情報（健康保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください」と記載されている。

4. 保険者等の診療報酬等の支払について

3（3）及び（4）による診療報酬請求等について、審査支払機関は、オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能も活用しつつ、患者が医療機関等を受診等した当時の加入保険者等を可能な限り特定し、当該特定作業により判明した保険者等が診療報酬等を負担する。なお、当該特定作業により保険者等を特定することができない場合には、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととする。

5. その他

（1）2（2）のとおり、患者が医療機関等を受診等した際、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合でも、被保険者資格申立書を記入いただき、医療機関等の窓口に提出いただくことで、申し立てた自己負担分（3割分等）に基づく支払によって必要な保険診療を受けることが可能となるが、本来、保険者が加入者に対し、個別にオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせすることができれば、患者にこうした窓口手続きを求める必要はなくなるものである。

このため、今後、被用者保険の保険者が、転職等による保険資格変更時に、健康保険証の交付と併せてオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする取組を進めていく。

一方、このような仕組みが整備されるまでの間、被用者保険の各保険者等及び事業主におかれては、患者の窓口手続きの負担を回避し、医療現場での円滑な受診等に資するよう、事業主が加入者に健康保険証を配付する機会を捉え、加入者に対し、次の点を周知していただくことについてご協力をお願い申し上げます。

- ・ マイナンバーカードで医療機関等を受診等する際に、事前にマイナンバーを提出いただいていない等により、オンライン資格確認等システムへのデータ登録に必要な確認に時間を要する場合は、医療機関等で「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合があること
- ・ オンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了している場合であっても、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認を行うことができない場合があること
- ・ その場合、医療機関等の窓口において本来の負担割合で受診等いただくことは可能だが、その際にマイナンバーカードの券面情報等を記載した書面を提出していただく必要が生じ得ること

- ・ 被用者保険の加入者にオンライン資格確認等システムへのデータ登録の状況をお知らせする仕組みが整備されるまでの間、窓口でのこうした手続を回避するには、初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診等する場合や、転職等により新しい健康保険証が交付された場合などは、受診等の前にマイナポータルで新しい資格が登録されていることを確認するか、念のためマイナンバーカードとあわせて健康保険証を持参していただきたいこと

なお、こうした対応は、あくまでも、オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする仕組みが整備されるまでの時限的なものであり、かつ、初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診等する場合といった限定的な場面での取扱いとしてお願いするものであり、患者に将来にわたって、マイナンバーカードによる医療機関等の受診等の際に恒常的に健康保険証を持参していただくことを求める趣旨のものではない点、ご留意いただきたい。

- (2) 3 (3)、(4) 及び4に係る事務取扱いの詳細は追って別途通知する。3 (4) の取扱いについては、令和5年9月の請求から適用するものであるが、これに先立って、被保険者資格申立書を患者に記入いただく運用を行っていただくことは差し支えない。
- (3) (1) の被用者保険の加入者にオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする仕組みの整備に係る詳細については、別途通知する。

(参考) 別添資料について

- ・ 別添1 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応
- ・ 別添2 システム障害時モード・目視モードの立ち上げ方
- ・ 別添3 被保険者資格申立書

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応

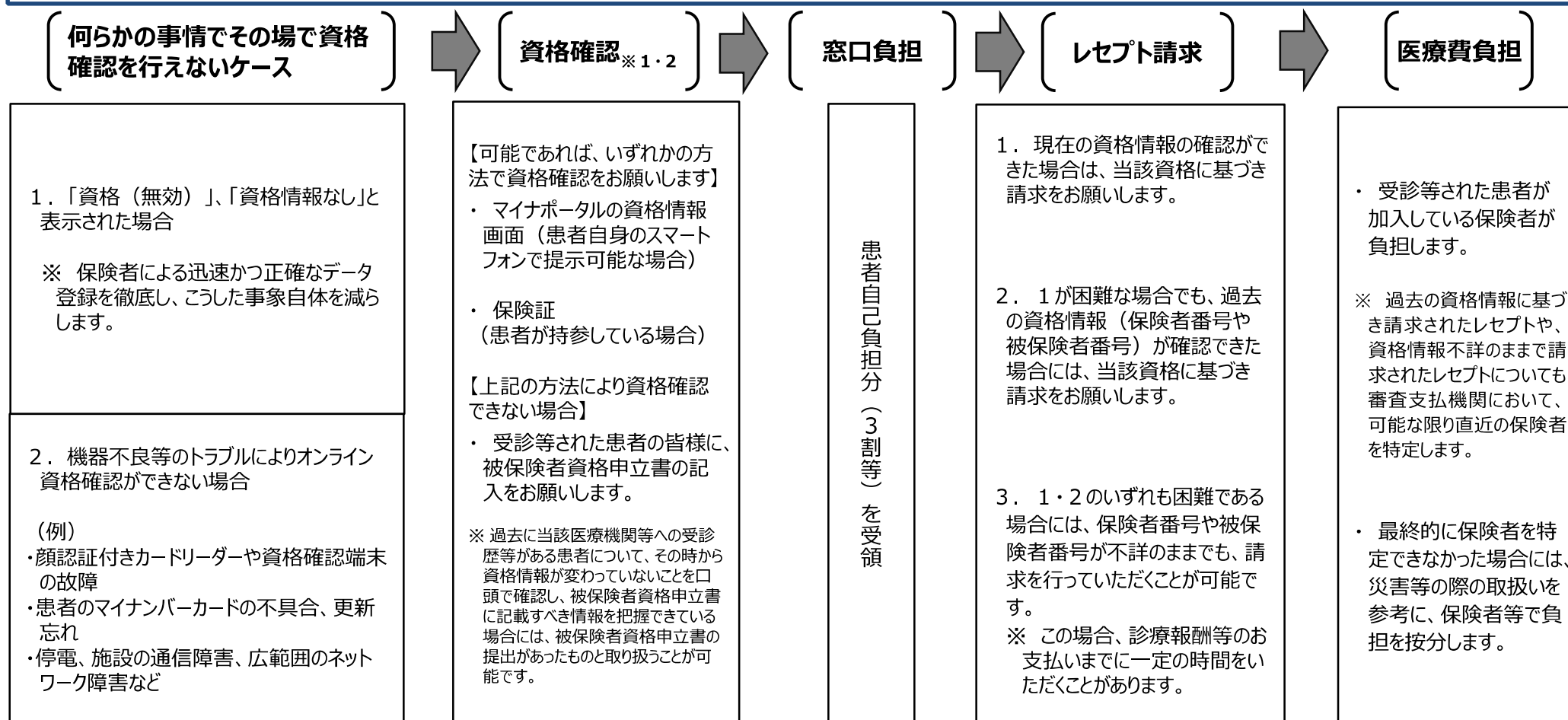
有効な保険証が発行されている方が適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。



※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。¹⁷

「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））立ち上げの流れ

1. コールセンターへ連絡

- 医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えください。
- 「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。

2. 電話確認 / 利用報告書送付依頼

- コールセンターから保険医療機関届に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。
- また、利用報告書をメールにて送付いたします。

3. 「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定 / 電話連絡

- 医療保険情報提供等実施機関にて「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話等で連絡いたします。

4. 「緊急時医療情報・資格確認機能」利用 / 利用報告書提出

- 「緊急時医療情報・資格確認機能」にて資格確認を行ってください。
- 後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。

【注記】

- 「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで（1～3）およそ30分程度かかります。
- 医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。

オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）月曜日～金曜日 9：00～17：00（いずれも祝日も除く）

「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））利用方法の流れ※

※詳細は「オンライン資格確認等システム操作マニュアル システム障害時 編」をご確認ください。

1. メニューから選択

- 「メニュー」の「緊急時医療情報・資格確認機能」から「資格情報照会（システム障害時）」をクリックしてください。

2. 検索

- 検索条件を入力し、「検索」をクリックしてください。
- ※必須項目（「生年月日」、「性別」、「資格確認日」）は全て入力してください
- ※氏名、氏名（カナ）どちらか一方は入力してください（完全一致で検索します）
- ※住所、保険者名どちらか一方は入力してください。



3. 該当者を選択

- 複数の資格情報が見つかった場合は、画面下部に検索結果が表示されますので、該当者をクリックしてください。
- ※個人が特定できた場合は4.に進みます。

4. 資格情報を確認

- 「資格情報確認」が表示されますので、資格情報を確認してください。



目視確認モード（立ち上げ方法・利用方法）

目視確認モード立ち上げの流れ

1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。



2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。



目視確認モード利用方法の流れ※

※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。

1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。



2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



○目視確認の留意事項○

目視確認は、本人確認作業を医療機関等の職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお気をつけください。

患者の皆様へのお願い

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により保険証が発行されているものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に可能な範囲で記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要な範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	☐ 有効な保険証の交付を受けている
保険種別	☐ 社保 ☐ 国保 ☐ 後期 ☐ その他 ☐ わからない
保険者等名称	
事業所名※1	
保険証の交付を受けた時期	☐ 1か月以内 ☐ それより前 ☐ わからない (わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の割合※2	☐ 3割 ☐ 2割 ☐ 1割 ☐ わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
性別	☐ 男 ☐ 女
住所	
	※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係※5 : _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル

～医療機関・事業者向け～

本マニュアルは、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」をわかりやすく解説するものです。チェックリストを活用する際に、ご覧ください。

～はじめに～

- 医療機関等に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっています。医療機関が適切な対策をとることで、こうしたサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントによる患者の医療情報の流出や、不正な利用を事前に防ぐことが重要です。医療情報システムは、効率的かつ正確に医療行為を行う上で重要な役割を果たしています。医療の継続性を支える観点からも、適切な管理の下、医療情報システムを利用することが求められています。

- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策については、厚生労働省が作成している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を参照の上、適切な対応を行うこととしているところ、このうち、まずは医療機関が優先的に取り組むべき事項をチェックリストにまとめました。

本マニュアルは、医療機関におけるチェックリストを用いた確認の実行性を高めるために、サイバーセキュリティ対策に馴染みがない方にもご理解いただけるよう、チェック項目の考え方や確認方法、用語等についてなるべく平易な言葉で解説することを目指しました。

- 医療機関および医療情報システム・サービス事業者（以下「事業者」という。）は、本マニュアルを参照しつつチェックリストを活用して、日頃から実のあるサイバーセキュリティ対策を行って下さい。

目次

I	チェックリストの使い方	3
II	各チェック項目の解説	5
	医療情報システムの有無 【医療機関確認用】	5
	医療情報システムを導入、運用している。	5
1	体制構築 【医療機関確認用・事業者確認用】	5
	(1) 医療情報システム安全管理責任者を設置している。	5
2	医療情報システムの管理・運用 【医療機関確認用・事業者確認用】	6
	(1) サーバ、端末 PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。(医療情報システム全般) 6	
	(2) リモートメンテナンス(保守)を利用している機器の有無を事業者に確認した。 (医療情報システム全般)	7
	(3) 事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書(MDS/SDS)を提出してもらう。(医療情報システム全般)	7
	(4) 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。 (サーバ、端末 PC)	8
	(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。 (サーバ、端末 PC)	8
	(6) アクセスログを管理している。(サーバ)	9
	(7) セキュリティパッチ(最新ファームウェアや更新プログラム)を適用している。 (医療情報システム全般)	10
	(8) 接続元制限を実施している。(ネットワーク)	11
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。 (サーバ、端末 PC)	11
3	インシデント発生に備えた対応 【医療機関確認用】	12
	(1) インシデント発生時における組織内と外部関係機関(事業者、厚生労働省、警察等)の連絡体制図がある。	12
	(2) インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。	13
	(3) サイバー攻撃を想定した事業継続計画(BCP)を策定、又は令和6年度中に策定予定である。	13

凡例	 「開示書(MDS/SDS)を提出」を実施するに「システム運用編 13回」を確認す	本マニュアルの「II 各チェック項目の解説」では、それぞれのチェック項目に紐づく「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の該当箇所を右側に「▶」で示しています。
-----------	---	---

I チェックリストの使い方

1. チェックリストの用意

- チェックリストを使用するにあたり、医療機関においては「医療機関確認用」、事業者においては「事業者確認用」を用いて確認してください。事業者と契約していない医療機関においては「事業者確認用」による確認は不要です。
- 医療機関は事業者に「事業者確認用」を送付し、対策の状況を確認するよう求めてください。複数の医療情報システムを利用している場合、システムを提供している事業者ごとに確認を求めてください。なお、事業者に対しても別途本取組について周知を行っていきます。

2. チェックリストの記入方法

- 各項目の実施状況を確認し、「はい」または「いいえ」にマルをつけて、確認した日付を記入してください。もし1回目の確認で「いいえ」の場合は、対策の実施にかかる令和5年度中の目標日を記入するようにしてください。チェックリストは紙媒体または電子媒体のどちらで使用して頂いても構いません。
- 医療機関は「医療機関確認用」について令和5年度中に全てのチェック項目で「はい」にマルがつくように、事業者と連携して取り組むようにしてください。
(※) 事業者と契約していない場合には、2(2)及び2(3)の記入は不要です。
- 複数の事業者と契約している場合、契約内容によっては「事業者確認用」の一部の項目の確認が不要になることもあります。「事業者確認用」には、事業者名を記入する欄を設けています。医療機関は各事業者から回収してください。

3. 参考項目について

- 「医療機関確認用」、「事業者確認用」とともに、参考項目を設けています。参考項目については令和6年度中には全ての項目で「はい」にマルがつくよう取組を進めてください。

4. その他

- チェックリストの確認結果は随時参照して、日頃の対策の実施に役立ててください。
- 少なくとも年に1回は、チェックリストを用いた点検を実施してください。
- 医療機関と直接契約関係にない事業者においては、「事業者確認用」の作成は不要です。

～立入検査時、チェックリストを確認します～

医療法に基づく立入検査では、病院、診療所および助産所においてサイバーセキュリティ確保のために必要な取組を行っているかを確認することとしています。

令和 5 年度は、「医療機関確認用」、「事業者確認用」の全ての項目について、1 回目の確認の日付と回答等が記入されていることを確認します（※）。このうち、3（1）の連絡体制図は現物を確認しますので、立入検査までに作成してください。

参考項目は令和 5 年度の立入検査では確認しません。

日頃の確認に加え、立入検査前は改めてチェックリストを用いてサイバーセキュリティ対策の状況を確認しましょう。

なお、医療機関は事業者からチェックリストを回収しておきましょう。

（※） 事業者と契約していない場合には、「医療機関確認用」2（2）及び2（3）についての確認は求められません。

Ⅱ 各チェック項目の解説

医療情報システムの有無

【医療機関確認用】

医療情報システムを導入、運用している。

本チェックリストが対象とする医療情報システムは、医療情報を保存するシステムだけではなく、医療情報を扱う情報システム全般を想定します（例：レセコン、電子カルテ、オーダリングシステム等）。これには、事業者により提供されるシステムだけでなく、医療機関等において自ら開発・構築されたシステムが含まれます。

本項目の「いいえ」にマルがつく場合、以下すべての項目は確認不要です。

▶概説編 2.3

1 体制構築

【医療機関確認用・事業者確認用】

（1）医療情報システム安全管理責任者を設置している。

医療機関等において、医療機関の経営層は安全管理を直接実行する医療情報システム安全管理責任者を設置する必要があります。医療情報システム安全管理責任者としての職務は、情報セキュリティ方針の策定及び教育・訓練を含む情報セキュリティ対策を推進することです。情報セキュリティ対策の実効性を確保するために、経営層が医療情報システム安全管理責任者に就くことが望ましいですが、医療機関の規模・組織等によっては企画管理者が兼務することもあります。

また、事業者においても医療情報システム等の提供に係る管理責任者を設置する必要があります。

（用語の解説）

企画管理者：医療機関において医療情報システムの安全管理の実務を担う担当者を指します。

▶経営管理編

3.1.2②

3.2

2 医療情報システムの管理・運用

【医療機関確認用・事業者確認用】

(用語の解説)

医療情報システム全般：サーバ、端末 PC、ネットワーク機器を指します。

サーバ：電子カルテサーバやレセコンサーバ等、ネットワーク上で情報やサービスを提供するコンピュータを指します。

ネットワーク機器：無線 LAN やルータ等を指します。

(1) サーバ、端末 PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。(医療情報システム全般)

医療情報システムで用いる情報機器等の安全性を確保するために、情報機器等の所在と、それらの使用可否の状態を適切に管理する必要があります。そのため、企画管理者は医療機関で所有する医療情報システムで用いる情報機器等について機器台帳を作成して管理を行い、情報機器等が利用に適した状況にあることを確認できるようにしてください。また、医療機関の経営層は定期的に管理状況に関する報告を受け、管理実態や責任の所在が明確になるよう、監督してください。台帳で管理する内容としては情報機器等の所在や利用者、ソフトウェアやサービスのバージョンなどが想定されます。

(用語の解説)

情報機器等の所在：実際の設置場所やネットワーク識別情報等を指します。

(補足)

サーバ、端末 PC、ネットワーク機器のうち、自身の医療機関で保有する医療情報システムについて台帳管理を行っていれば、「医療機関確認用」2 (1) の「はい」にマルをつけてください。

●機器台帳の例

管理番号	メーカー	OS	ソフトウェア	ソフトウェアバージョン	IPアドレス	コンピュータ名	設置場所	利用者	登録日	状態	説明
001	A社	Win11	〇〇電子カルテ	2.0	192.168.〇.〇	Room1のPC1	Room1	a医師 (〇〇科)	2020/12/1	稼働	
002	A社	Win11	〇〇電子カルテ	1.2	192.168.〇.〇	Room1のPC2	Room1	b医師 (〇〇科)	2020/12/1	停止	メンテナンス
003	A社	Win8	〇〇電子カルテ	2.0	192.168.〇.〇	Room2のPC1	Room2	c医師 (△△科)	2014/10/1	稼働	
004	B社	Win11	〇〇管理システム	5.0.1	192.168.〇.〇	Room3のPC1	Room3	a医師 (〇〇科)、b医師 (〇〇科)、c医師 (△△科)	2021/8/1	稼働	

▶経営管理編
1.2.1<管理責任>②
▶企画管理編
9.1

(2) リモートメンテナンス（保守）を利用している機器の有無を事業者を確認した。
(医療情報システム全般)

リモートメンテナンス（保守）作業または保守環境に対するサイバー攻撃が想定されます。システム運用担当者は、このようなリスクに対応するために必要な措置を講じ、企画管理者に報告する必要があります。そのため、システム運用担当者は、2（1）で整理した情報をもとにリモートメンテナンスを利用している機器の有無を事業者を確認し、企画管理者へ報告してください。

なお、本項目は、事業者と契約していない場合には、チェックリストの記入は不要です。

(用語の解説)

システム運用担当者：医療機関において医療情報システムの実装・運用を担う担当者を指します。

▶企画管理編
9.1
▶システム運用編 10.1

(3) 事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出してもらう。（医療情報システム全般）

医療情報システムのセキュリティに関するリスク評価およびリスク管理を実施するにあたっては、事業者が作成する医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を確認することが有効です。企画管理者は事業者へ当該医療情報システムに関するMDS/SDSの有無を確認し、事業者から回収してください。

なお、本項目は、事業者と契約していない場合には、チェックリストの記入は不要です。

(用語の解説)

MDS/SDS : Manufacturer / Service Provider Disclosure Statement for Medical Information Security)) : 医療情報セキュリティ開示書（製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書の略称です。各製造業者/サービス事業者の医療情報システムのセキュリティ機能に関する説明の標準的記載方法（書式）を JIRA(一般社団法人 日本画像医療システム工業会)/JAHIS で定めた物で、製品/サービス説明の一部として製造業者/サービス事業者によって作成され、セキュリティマネジメントを実施する医療機関等を支援するため、医療機関等側において必要な対策の理解を容易にすることなどの用途に用いられることが想定されています。

▶概説編 4.5

(4) 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。
(サーバ、端末 PC)

医療情報システムの利用権限は、医療従事者の資格や医療機関内の権限規程に応じて設定することが重要です。企画管理者は情報の種別、重要性と利用形態に応じて情報の区分管理を行い、その情報区分ごと、組織における利用者や利用者グループごとに利用権限を規定してください。利用者に付与した ID 等については、台帳を作成して一覧化することが望ましいです。台帳で管理する項目としては、所属部署・氏名・ユーザーID・権限等が想定されます。

なお、端末 PC については、令和 5 年度は参考項目としています。令和 6 年度中に対応できるよう取り組んでください。

●利用者 ID 台帳の例

No.	所属部署	性	名	電話番号	ユーザID	説明	権限	状態
001	システム管理	abc	def	****	abc@def	安全管理責任者	Admin	使用可
002	A科	efg	hij	****	efg@hij	使用者	User	使用可
003	A科	klm	nop	****	klm@nop	使用者/退職予定	User	使用可（23年3月まで）
004	B科	qrs	tuv	****	qrs@tuv	使用者	User	使用可
.	.	.	.	.	.	.	.	.

▶企画管理編

13④

13.1.3

(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。
(サーバ、端末 PC)

企画管理者は2（4）で整理した情報を元に、退職者や使用していない ID 等が含まれていないかを確認してください。長期間使用されていない等の不要な ID は不正アクセスに利用されるリスクがありますので、速やかに削除してください。

なお、端末 PC については、令和 5 年度は参考項目としています。令和 6 年度中に対応できるよう取り組んでください。

▶企画管理

編 13⑦

(6) アクセスログを管理している。(サーバ)

医療情報システムが適切に運用されているかを確認するために、システム運用担当者は利用者のアクセスログを記録するとともに、企画管理者はそのログを定期的を確認してください。例えば不正アクセスがあった場合でも、その痕跡を発見して追跡する起点となることなどが期待されます。アクセスログは、少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及び操作内容が特定できるように記録することが必要です。

(補足)

アクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除／改ざん／追加等を防止する対策を併せて講じてください。

● アクセスログの例

ユーザーID	氏名	時刻	カテゴリ	操作情報
abc@def	abcdef	2023/5/16 8:30:00	管理メニュー	ログイン
abc@def	abcdef	2023/5/16 8:30:20	管理メニュー	起動
abc@def	abcdef	2023/5/16 8:31:00	入力メニュー	起動
abc@def	abcdef	2023/5/16 8:32:00	入力メニュー	カルテ入力
abc@def	abcdef	2023/5/17 12:30:00	管理メニュー	ログオフ
ghi@jkl	ghijkl	2023/5/17 8:40:00	管理メニュー	ログイン
ghi@jkl	ghijkl	2023/5/17 8:40:30	管理メニュー	起動
ghi@jkl	ghijkl	2023/5/17 8:45:00	管理メニュー	ログオフ
.	.	.	.	.

▶経営管理編

4.2

▶企画管理編

5.3

▶システム運

用編 17①②

(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。

（医療情報システム全般）

不正ソフトウェアは、電子メール、ネットワーク、可搬媒体等を通して医療情報システム内に侵入する可能性があります。対策としては不正ソフトウェアのスキャン用ソフトウェアの導入が効果的であると考えられ、このソフトウェアを医療情報システム内の端末、サーバ、ネットワーク機器等に常駐させることにより、不正ソフトウェアの検出と除去が期待できます。

しかし、不正ソフトウェア対策のスキャン用ソフトウェアを導入し、適切に運用したとしても、全ての不正ソフトウェアが検出できるわけではありません。このため、システム運用担当者がまず実施すべき対策として、スキャン用ソフトウェアの導入に加えて、パターンファイルの更新を含め、セキュリティ・ホール（脆弱性）が報告されているソフトウェアへのセキュリティパッチを適用することが挙げられます。

なお、サーバと端末 PC については、令和 5 年度は参考項目としています。令和 6 年度中に対応できるよう取り組んでください。

（用語の解説）

パターンファイル：ウイルス対策ソフトがウイルスを発見するために使用するデータのこと。

（補足）

古い OS（Operating System の略。コンピュータを動作させるための基本的機能を提供するシステム全般のこと）を使用している等の理由で、動作確認ができずパッチが適用されていない場合がありますが、こうした機器がサイバー攻撃の対象になることがありますので、本項目を通じてシステム状況を確認することが重要です。

▶システム運用編 8③

8.1

8.2

13.2

(8) 接続元制限を実施している。(ネットワーク)

外部ネットワークに接続する際には、ネットワークや機器等を適切に選定し、監視を行うことが必要です。特に、無線 LAN を使用する際は不正アクセス対策として適切な利用者以外に無線 LAN を利用されないようにすることが重要です。システム運用担当者は、例えば、ネットワーク機器に接続出来る MAC アドレスが限定すること等、不正アクセス対策を実施してください。

(用語の解説)

MAC アドレス : Media Access Control アドレスの略。LAN カードの中で、イーサネット（特に普及している LAN 規格）を使って通信を行うカードに割り振られた一意の番号。インターネットでは IP アドレス以外にも MAC アドレスを使用して通信を行っています。LAN カードは、製造会社が出荷製品に対して厳密に MAC アドレスを管理しているため、同一の MAC アドレスを持つ LAN カードが 2 つ以上存在することはありません。

(補足)

MAC アドレスによるアクセス制限の効果は限定的であることに留意する必要がありますので、追加の対策はガイドラインや事業者とも確認をお願いします。

▶システム運用編 13⑩

(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。

(サーバ、端末 PC)

不正ソフトウェアは電子メール、ネットワーク等の様々な経路を利用して医療情報システム内に侵入する可能性があります。システム側の脆弱性を低減するため、まずは利用していないサービスや通信ポートを非活性化させることが重要です。システム運用担当者はプログラム一覧やタスクマネージャー等で不要なソフトウェアやサービスが作動していないかを確認し、不要なものがある場合は企画管理者に相談の上、対策を講じてください。

なお、サーバと端末 PC については、令和 5 年度は参考項目としています。令和 6 年度中に対応できるよう取り組んでください。

▶システム運用編 8.1

3 インシデント発生に備えた対応

【医療機関確認用】

(1) インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）の連絡体制図がある。

医療機関の経営層は情報セキュリティインシデント発生に備え、事業者や外部有識者と非常時を想定した情報共有や支援に関する取決めや体制を整備するよう、企画管理者に指示することが重要です。企画管理者はサイバーインシデント発生時、速やかに情報共有等が行えるよう、緊急連絡網を明示した連絡体制図を作成して下さい。連絡体制図には施設内の連絡先に加え、事業者、情報セキュリティ事業者、外部有識者、都道府県警察の担当部署、厚生労働省や所管省庁等が明示されていることが想定されます。

このような連絡体制が整備されていることで、速やかな初動対応支援が可能となり被害拡大の防止につながります。

立入検査時は、連絡体制図が作成されていることを確認します。

(用語の解説)

CSIRT:「Computer Security Incident Response Team」の略。コンピュータセキュリティにかかるインシデントに対処するための組織の総称。インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を常に収集、分析し、対応方針や手順の策定などの活動をする。

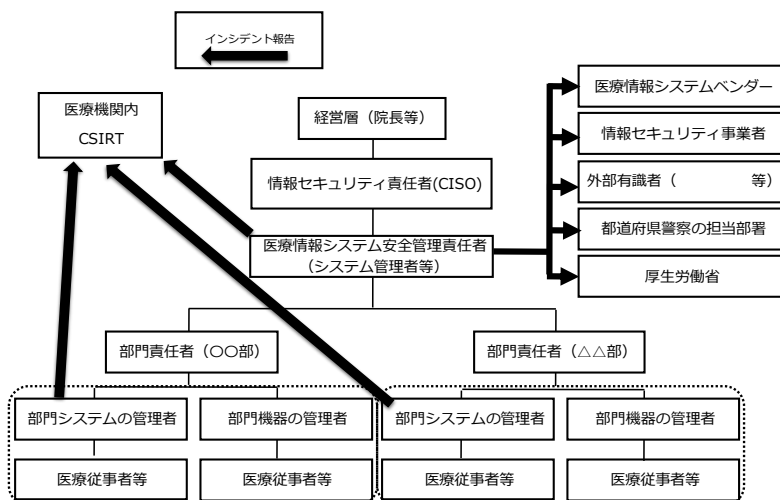
CISO:「Chief Information Security Officer」の略。最高情報セキュリティ責任者。施設や組織における情報セキュリティを統括する責任者を指す

(補足)

サイバー攻撃を受けた疑いがある場合は、下記の厚生労働省の連絡先に御連絡ください。なお、いたずら防止のため、184 発信、公衆電話発信は受信不可としますので、医療機関の電話で御連絡願います。

【連絡先】厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 03-6812-7837

●連絡体制図の例



▶経営管理編

3.4.2①

3.4.3①

▶企画管理編

12.3

(2) インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。

非常時でも、稼働が損なわれた医療情報システムを復旧できるよう、情報システムやデータ等のバックアップを適切に確保し、その復旧手順を整備・確認しておくことが求められます。企画管理者はバックアップを確保する際、重要なファイルについては、不正ソフトウェアの混入による影響が波及しないよう複数の方式で世代管理するよう設計し、システム運用担当者は手順に従いバックアップを確保してください。復旧手順の整備については、例えば、BCP に復旧手順を定めるなどの方法が挙げられます。

なお、令和5年度は参考項目としています。令和6年度中に対応できるよう取り組んでください。

(用語の解説)

世代管理：バックアップの一種で、最新データだけでなく、それ以前のデータもバックアップする方法を指します。例えば、3世代以上で管理する場合、日次でバックアップを行うならば、「3世代以上」とは「3日以上」のバックアップを確保することになります。

(補足)

3世代目以降のバックアップはオフライン（物理的あるいは論理的に書き込み不可の状態）にする等の対策が望ましいです。

▶経営管理編
3.4.1
▶企画管理編
11.2
▶システム運用編
11.1
12.2
18.1

(3) サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定、又は令和6年度中に策定予定である。

医療機関の経営層は企画管理者と連携して非常時における業務継続の可否の判断基準や継続する業務選定等の意思決定プロセスを検討し、サイバー攻撃を想定したBCP等を整備することとしています。このBCPを整備しておくことにより、万が一サイバー攻撃を受けても重要業務が中断しない、または中断しても短い期間で再開することが期待できます。

なお、令和5年度は参考項目としています。令和6年度中に対応できるよう取り組んでください。

▶経営管理編
3.4.1
▶企画管理編
11.1

～参考資料～

◇【特集】 小規模医療機関等向けガイダンス

診療所や歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等の小規模医療機関等（以下「小規模医療機関等」という。）では、医療情報システムの安全管理を専任で対応する人材が十分に確保できないというケースも多くみられます。本ガイダンスは、小規模医療機関等において、ガイドラインに示されている安全管理対策を実施するために必要な内容の概略を簡易的に示しています。

◇【特集】 医療機関等におけるサイバーセキュリティ

本ガイダンスはサイバーセキュリティに関係する部分を要約し、サイバー攻撃の典型例など具体的な事例などもまとめています。チェックリストを用いた確認と併せて一読いただき、ぜひサイバーセキュリティに対する理解をさらに深めてください。

※ 厚生労働省 HP「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版 特集」に掲載しています。

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

医療機関確認用

	チェック項目	確認結果 (日付)
医療情報システムの有無	医療情報システムを導入、運用している。 (「いいえ」の場合、以下すべての項目は確認不要)	はい・いいえ (/)

○ 令和 5 年度中

*以下項目は令和 5 年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

*2 (2) 及び 2 (3) については、事業者と契約していない場合には、記入不要です。

*1 回目の確認で「いいえ」の場合、令和 5 年度中の対応目標日を記入してください。

	チェック項目	確認結果 (日付)		
		1 回目	目標日	2 回目
1 体制構築	(1) 医療情報システム安全管理責任者を設置している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
2 医療情報システムの管理・運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。			
	(1) サーバ、端末 PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(2) リモートメンテナンス(保守)を利用している機器の有無を事業者等に確認した。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(3) 事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書(MDS/SDS)を提出してもらう。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	サーバについて、以下を実施している。			
	(4) 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(6) アクセスログを管理している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	ネットワーク機器について、以下を実施している。			
	(7) セキュリティパッチ(最新ファームウェアや更新プログラム)を適用している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(8) 接続元制限を実施している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
3 インシデント発生に備えた対応	(1) インシデント発生時における組織内と外部関係機関(事業者、厚生労働省、警察等)への連絡体制図がある。	はい・いいえ (/)		

- 各項目の考え方や確認方法等については、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」をご覧ください。

- 立入検査の際は、チェックリストに必要な事項が記入されている³⁵かを確認します。

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

医療機関確認用

○ 参考項目（令和6年度中）

*以下項目について、令和6年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

	チェック項目	確認結果 (日付)		
		1回目	目標日	2回目
2 医療情報システム の管理・運用	サーバについて、以下を実施している。			
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	端末 PC について、以下を実施している。			
	(4) 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
3 インシデント発 生に備えた対応	(2) インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(3) サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定、又は令和6年度中に策定予定である。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

事業者確認用

○ 令和5年度中

*以下項目は令和5年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

*1回目の確認で「いいえ」の場合、令和5年度中の対応目標日を記入してください。

	チェック項目	確認結果 (日付)		
		1回目	目標日	2回目
1 体制構築	(1) 事業者内に、医療情報システム等の提供に係る管理責任者を設置している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
2 医療情報システムの管理・運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。			
	(2) リモートメンテナンス（保守）している機器の有無を確認した。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(3) 医療機関に製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出した。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	サーバについて、以下を実施している。			
	(4) 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(6) アクセスログを管理している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	ネットワーク機器について、以下を実施している。			
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(8) 接続元制限を実施している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)

事業者名：

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

事業者確認用

○ 参考項目（令和6年度中）

*以下項目について、令和6年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

	チェック項目	確認結果 (日付)		
		1 回目	目標日	2 回目
2 医療情報システム の管理・運用	サーバについて、以下を実施している。			
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	端末 PC について、以下を実施している。			
	(4) 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)

資料 6

日医発第 615 号（地域）（健Ⅱ）

令和 5 年 6 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜薙 敏

（公印省略）

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
補助金の返還にかかる厚生労働省から医療機関へのご連絡について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に精力的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

令和 2 年度「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」を申請した医療機関のうち、事業実績報告時に既に交付された補助金の額が、事業実績による交付額の確定通知の金額を上回っている医療機関については、補助金の返還の手続きが必要となります。

今般、厚生労働省より、当該補助金の返還にかかる手続きを順次開始し、厚生労働省より返還対象の医療機関に、メールにて返還額と返還時期の確認等についてご連絡を差し上げている旨の連絡がございました。

当該ご連絡については、対象医療機関全件に一斉に行うものではなく、準備ができたところより順次行われていくとのことです。

これまでの報道等から、詐欺の懸念をされる医療機関もあると存じますので、本件につき医療機関等より貴会宛にご照会が来ることも考えられますが、その節は上記ご案内いただき、補助金の返還対象に該当するかご確認いただく等のご対応をいただければ幸いです。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただきますようお願い申し上げます。

差出人: 発熱4 <hatsunetsu4@mhlw.go.jp>
送信日時: 2023年7月5日水曜日 14:59
宛先: undisclosed-recipients:
件名: (厚生労働省)「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の返還について
重要度: 高

医療機関 ご担当者様
(BCC で送信しています。)

いつもお世話になっております。

厚生労働省新型コロナ発熱外来診療体制確保支援補助金担当です。

突然のご連絡で申し訳ございません。令和2年度に皆様に交付決定致しました「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」についての連絡となります。

標記補助金については、貴院から実績報告書のご提出をいただいているところですが、当該金額が交付決定額を下回っているため、その差額分について、返還いただく必要がございます。

まずは、手続きを進めていくにあたり、以下のメールアドレスに本メールを受信した旨の返信いただきたく、よろしくお願い致します。

その上で、交付決定額、実績報告額、返還額等について、双方で確認のうえ手続きを進めてまいりたいと考えております。

その際、返還時期については、貴院のご都合等を考慮して調整させていただきたく存じます。

今後の流れとしては、確認がとれた後、交付額の確定通知書及び返還金に関する納入告知書を発出し、差額分を返還していただくことを考えています。

調整が整えば、最短で、9月、10月頃を返還期限として納入告知書の発送予定としております。

お手数おかけいたしますが、何卒よろしくお願い致します。

＜照会先＞

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナ発熱外来診療体制確保支援補助金

担当：謝花（じゃはな）

（専用メールアドレス）hatsunetsu4@mhlw.go.jp

滋 健 危 第 5 2 2 号
令和 5 年（2023 年）7 月 3 日

各診療所の長 様

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課長
(公 印 省 略)

「滋賀県感染症の予防のための施策に関する計画」改定に向けた事前調査について

平素は、本県の保健医療行政について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)の改正を受け、新興感染症の発生に備え、都道府県において「感染症の予防のための施策に関する計画」を改定する必要があります。

本計画の改定では、新型コロナウイルス感染症の各種対応（受入病床数、外来対応医療機関数等）における最大値を念頭に数値目標等を設定する必要があり、また、令和 6 年 4 月 1 日に施行される感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県が病院・診療所・薬局・訪問看護事業所と医療措置協定等の協議および締結作業を行う必要があることから、都道府県が各医療機関に対して事前調査を実施するよう、厚生労働省から調査項目等が示されたところです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり事前調査を実施いたしますので、記入要領を御参照のうえ「しがネット受付サービス」を使用して事前調査票を御提出くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 回答期限

8 月 1 日（火）まで

2. 回答方法

しがネット受付サービス

※以下の URL から御解答ください。

※リンク先のウェブページで「メールを認証して申請に進む」を選択するとログイン無しでご利用いただけます。

○無床診療所

「様式 2_事前調査票（無床診療所）.xlsx」を以下の滋賀県ウェブページよりダウンロードいただき、しがネット受付サービスのウェブページより御提出ください。



(滋賀県ウェブページ) URL

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/332356.html>



(しがネット受付サービス) URL

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/5133833821888072481>

3. 参考条文

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（令和6年4月1日施行）

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

以上

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課

当該通知に関すること 企画係 足立、辰巳、萱沼

TEL:077-528-1330 E-mail: ej0015@pref.shiga.lg.jp

様式2に関すること 調査・検査係 伊藤

TEL:077-528-3584 E-mail: coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

1 基本情報

(1) 医療機関名 (〇〇診療所 等)

(2) 医療機関所在地

(3) 医療措置協定の協議等に係る担当者

氏名

所属部署

電話番号

メールアドレス

2 新型コロナ対応の実績確認

(1) 新型コロナ対応において、協力医療機関としての指定を受けていたことがあるか【有・無】

(2) 令和4年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていたか【有・無】

(3) 新型コロナ対応について、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設、障害者施設等への往診・派遣）を行ったか【有・無】

(4) 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがあるか【有・無】

(5) 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していたか【有・無】

3 感染症法の協定締結の意向

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定を締結する意向・その内容について以下回答ください。なお、新型コロナ対応において、様々な変化に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととしており、2の新型コロナ対応の実績（最大値の体制）に鑑み、回答をお願いします。

(1) 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数の見込みについて、以下に回答ください。あわせて、かかりつけ医患者以外の受入れや、小児の対応が可能か御回答ください。

項目	見込数 【流行初期以降】 （発生公表後3ヶ月から 6ヶ月まで）	（参考）新型コロナ実 績値（2022年12月の発 熱外来対応数）	見込数 【流行初期】 （発生公表後1週間程 度から3ヶ月まで）	（単位：人/日） （参考）新型コロナ実 績値（2020年12月の発 熱外来対応数）
発熱外来患者数 ※持続的に対応可能な最大の数を記載してく ださい				
検査（核酸検出検査）数 ※検体の採取のみ行い、分析を外部に委託 する場合の数は含まない ※持続的に対応可能な最大の数を記載してく ださい				

普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入可否【○・×】	
小児の受入可否【○・×】	

(2) 自宅療養者等への医療の提供

① 新型コロナにおける自宅療養者等への以下の対応について、A欄に新型コロナ実績値を回答ください。※実績値は2022年8月における1ヶ月間の対応件数をお答えください。

② ①について、B欄太枠内の各対象に対して次の該当する記号をプルダウンから選択してください。
【コロナ対応実績あり…○、コロナ対応実績はないが平時は実施可…●、現在は実施していないが今後平時において実施見込み…△、該当なし…×】

③ ②において、○、●または△を入力された項目について、C欄に対応実績があるまたは対応可能な特別な配慮が必要な患者について、該当するものを全て選択してください。

対応内容	A		B				C		
	①新型コロナ実績値	②自宅療養者対応	②宿泊療養者対応	②高齢者施設対応	②障害者施設対応		③うち、対応実績があるまたは 対応可能な特別な配慮が必要な 患者		
1 電話による診療							☐ 往診時	☐ 小児	☐ 診断患者
2 オンライン（ZOOM等聴覚情報および視覚情報 で患者の情報を確認できる方法）による診療							☐ 往診時	☐ 小児	☐ 診断患者
3 往診							☐ 往診時	☐ 小児	☐ 診断患者
4 受診対応							☐ 往診時	☐ 小児	☐ 診断患者
5 電話による健康観察							☐ 往診時	☐ 小児	☐ 診断患者
6 訪問による健康観察							☐ 往診時	☐ 小児	☐ 診断患者

④ 上記①の対応内容以外に新型コロナにおける対応実績がある場合は、御回答ください。

⑤ 次期新興感染症が発生した場合に、対応の可否を御回答ください。【○・×】※④で回答された場合は、「対応内容」の欄に追加の上、回答をお願いします。

対応内容	次期新興感染症発生時における対応の可否			
	自宅療養者対応	宿泊療養者対応	高齢者施設対応	障害者施設対応
1 電話による診療				
2 オンライン（ZOOM等聴覚情報および視覚情報 で患者の情報を確認できる方法）による診療				
3 往診				
4 受診対応				
5 電話による健康観察				
6 訪問による健康観察				
7				
8				
9				
10				

⑥ 次期新興感染症が発生し、近隣に宿泊療養施設が立ち上げられた場合、バックアップ（施設内における療養者の健康観察、状態悪化時の入院受入等）は可能か【○・×】

⑦ 平時において、高齢者施設や障害者施設と提携しているか。（施設医・訪問医等）【提携している・提携していない】

	①	②	③	④	⑤	⑥
提携先の施設名						

（3）人材派遣

①人材派遣が対応可能な人数（1日当たり最大）の見込みについて、以下に回答ください。（単位：人）

人材派遣者数計	見込数 【流行初期以降】 （発生公表後6ヶ月まで）		※1～4で回答する人材と 5～20で回答する人材の重複可 5～20の回答の中で人材の重複不可 計上する優先順位は次の通り ①DMAT ②DPAT ③感染症医療担当従事者 ④感染症予防等業務対応関係者
	派遣可能な人数	うち、県外派遣可能な人数	
派遣可能医師総数			
派遣可能看護師総数			
うち、災害支援ナース			
派遣可能その他職種総数			
感染症医療担当従事者			
うち、医師			
うち、看護師			※新型インフルエンザ等感染症等公表期間において、当該感染症の患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者
うち、その他職種			
感染症予防等業務対応関係者			
うち、医師			※新型インフルエンザ等感染症等公表期間において、当該感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者
うち、看護師			
うち、その他職種			
DMAT			実際に医療を行う医療従事者だけでなく、事務職も含め、 ・急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり ・感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合 ・特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など 医療人材が局所的、臨時的に不足する場合 に対応する者を想定しています。 なお、新型コロナウイルス対応の高齢者施設等に派遣する感染制御・業務継続支援チームもこれに該当します。
うち、医師			
うち、看護師			
うち、その他職種			
DPAT			
うち、医師			
うち、看護師			
うち、その他職種			

研修・訓練を1年1回以上実施または国、県、保健所等が実施する研修、訓練に参加させているか【○・×】

（4）個人防護具の備蓄

①個人防護具の消費量、備蓄予定等について、以下に御回答ください。

	新型コロナウイルス対応における消費量1ヶ月分 （単位：枚）	備蓄予定数量		参考回答 回答時点の備蓄数（単位：枚）
		枚数（単位：枚）	備蓄枚数の消費に係る期間（例：○か月分） 【推奨】2ヶ月分以上	
サージカルマスク				
N95マスク				
アイソレーションガウン				
フェイスシールド				
非滅菌手袋				

※「新型コロナウイルス対応における消費量1ヶ月分」は、新型コロナウイルス対応における特定の感染の波における1ヶ月当たり消費量ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な値を入力してください。
 また、医療機関全体での消費量を入力してください（新興感染症診療部門以外や検査を実施するための消費も含みます）。
 ※N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。
 ※アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。
 ※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。
 必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとしします。
 ※備蓄予定数量の枚数については「備蓄枚数の消費に係る期間」が国が推奨する期間である2か月分以上となるよう、可能な範囲で御検討ください。

②個人防護具の備蓄の運営方法等について御回答ください。

事前調査票 様式記入要領【様式2_事前調査票（無床診療所）】

【全体】

- 回答いただく箇所はオレンジ色で着色しているセルです。
- 回答方法は「プルダウン」「数字(整数)」「記述」のいずれかになります。一部、入力セルにカーソルをあわせると、回答方法が表示されます。

【3 感染症法の協定締結の意向 (4)個人防護具の備蓄】

- 非滅菌手袋の消費量は枚数での報告となりますので、ご注意ください。
例えば、貴院での記録方法が 100 双の場合、200 枚で回答をお願いいたします。
- 備蓄の運営方法等とは、いわゆる管理方法と同意です。回答で「検討中」「その他」を選択された場合は、お手数ですが自由記述欄にその旨を記載いただきますようお願いいたします。

例: 回転式もしくは取引事業所での保管のどちらかを検討

取引事業所での保管および優先的な流通の両方で備蓄予定 など

滋賀県感染症対策連携協議会 及び部会設置について

1

連携協議会の役割 1

感染症法第10条の2（都道府県連携協議会）令和5年4月1日施行

都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他関係機関により構成される協議会を構成される協議会を組織するものとする。

2 都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、都道府県及び保健所設置市等が定めた予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。

3 都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときは、都道府県連携協議会を開催し、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について協議を行うよう努めるものとする。

2

連携協議会の役割 2

感染症法基本指針 第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

(前略) また、都道府県は、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係課機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される都道府県連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取り組み状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証することが必要である。

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

2 都道府県連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市等その他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。そのうえで、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会で議論する内容は広範に及ぶため、全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿って、各論点ごとに議論する役割に分けることが重要である。

令和5年5月26日厚生労働省告示202号 改正基本指針より

3

連携協議会の運営について①

都道府県連携協議会の運営規則等について（案）

（運営規則等の基本的な考え方（案））

都道府県連携協議会の運営は地域の実情に応じた柔軟な取扱いが前提でありつつ、予防計画の協議等を行う場でもある都道府県連携協議会における論点内容は広範に及び、1つの協議会のみで議論することが難しいと想定される。そのため、以下のような基本的な考えを都道府県等に通知で示し、地域の実情に応じた柔軟な取扱いで、都道府県連携協議会を運営していただくこととしてはどうか。

① 運営方法については、地域の実情に応じた柔軟な取扱いを前提に、Ⅰ）全体をまとめる場とⅡ）各論点毎に議論する場に分け、両方ともに年1回以上の開催とする。

Ⅰ）全体をまとめる場合は、既存の新型コロナに係る協議会等（※）をベースにし、Ⅱ）各論点毎に議論する場での議論を共有等のうえ、予防計画を決定していただく。Ⅱ）各論点毎に議論する場では、予防計画の項目に沿った各論点について、それぞれ関係する類型の会議体等において、数値目標も含め議論をいただく。

（各論点の例（都道府県において柔軟に設定可能））

i）医療体制（さらに細かく分類することも可）、ii）検査体制、iii）宿泊施設体制、iv）人材育成関係、v）移送体制、vi）宿泊・自宅療養者等の療養生活（高齢者施設等における療養も含む）、vii）保健所体制

② 構成員については、Ⅰ）全体をまとめる場では、法に定める構成員を基本とし、その他の関係機関として、議題に応じ、高齢者施設の関係団体や障害者施設の関係団体に都道府県の裁量で参加をいただく。Ⅱ）各論点毎に議論する場では、新型コロナの対応を踏まえ、都道府県と保健所設置市区の参加は必須とし、併せて議題に応じた関係機関を構成員としていただく。

③ 設置時期については、広範な論点に対応できる構成員の確保や他の会議体との調整が必要であることから、令和6年度の予防計画策定に向けた議論に間に合う時期に設置いただく。

（※）「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」において新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置の検討を依頼している。

令和5年2月9日 厚生科学審議会感染症部会資料
「改正感染症法について（令和5年4月1日施行分）」

4

連携協議会の運営について②

都道府県連携協議会の運営規則等について（案）

（運営規則等の基本的な考え方（案））

	I) 全体をまとめる場	II) 各論点毎に議論をする場
役割	- 各論点毎の議論する場における議論の共有等 - 予防計画の決定	予防計画の項目（※）を踏まえ、地域の実情に応じた会議体等にて議論。 <u>i) 調査体制（細かく分類することも可）、ii) 検査体制、iii) 宿泊施設体制、iv) 人材育成関係、v) 感染性制、vi) 宿泊・食事・娯楽等の生活（高齢者施設等における感染も含む）、vii) 保健所体制</u> （※）項目は例示であり、各都道府県で設定可能。各項目にそれぞれ関係する類型の会議体等において数値目標も含め議論。
構成員	ア）都道府県、イ）保健所設置市区、ウ）感染症指定医療機関、エ）診療に関する学識経験者の団体、オ）消防機関、カ）その他の関係機関 一 その他の関係団体は議題に応じ、<u>高齢者施設の関係団体や障害者施設の関係団体等は議題に応じて都道府県の発議で参加していただく。</u>	ア）都道府県（必須）、イ）保健所設置市区（必須）、ウ）関係機関（議題に応じて） 一 <u>都道府県と保健所設置市区については、今回の新型コロナ対応を踏まえ、必須の参加とする。</u>
開催頻度	最毎年1回開催	
設置時期	令和6年度の予防計画策定に向けた議論に間に合う時期	

令和5年2月9日 厚生科学審議会感染症部会資料
「改正感染症法について（令和5年4月1日施行分）」

5

（参考）4月20日開催

第13回滋賀県新型コロナウイルス対策協議会結果概要より

○感染症法に基づく都道府県連携協議会の設置（案）の説明後の質疑応答

座長	感染症予防と謳われたところで、敵がわからないのに予防しようがない。感染症予防というよりは、蔓延予防・防止等の対策をいかに早く行うか。そういう情報収集と対策というフットワークの軽い対策をとっていく会議になることを望んでいる。
長浜赤十字病院	地域共同体的な協議会を作っていただくことはありがたい。ただ、新型インフルエンザの時にマニュアル等が作成されていたが、10年以上経過しておりほとんど忘れ去られていた。協議会を作るのであれば、1年に1回でいいので、新興感染症の訓練を全県的に継続して実施することが必要であると考えている。
滋賀医科大学	この3年間、一番現場で感じているのは、コロナ病床を持ってる病院の実務担当者のフランクな会議をうまく活用できず、結局は個人的な繋がりでの情報を仕入れたり、看護師同士のネットワークにより情報が入ってきたりしていた。本当に実務やってる人が集まる会議を、県が音頭をとってやっていただけたらありがたい。
座長	健康危機管理課ができたので、今までのこの3年間の蓄積をどうか無駄にしない、フットワークの軽い会議組織を作っていくことを目的にこの協議会を設立していただきたい。

6

滋賀県感染症対策連携協議会の構成員案（検討中資料）

滋賀県感染症対策連携協議会設置要綱（案）より	
一般社団法人滋賀県医師会	大津市（保健所設置市）
一般社団法人滋賀県病院協会	市長会
一般社団法人滋賀県歯科医師会	町村会
一般社団法人滋賀県薬剤師会	滋賀医科大学
公益社団法人滋賀県看護協会	第一種感染症指定医療機関
公益社団法人滋賀県臨床検査技師会	第二種感染症指定医療機関
一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会	滋賀県立総合病院
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会	保健所長会
滋賀県児童成人福祉施設協議会	滋賀県
消防長会	

☒ 前身であるコロナ対策協議会から、臨床検査技師・訪問介護事業者・障害者施設の関係者団体を追加

7

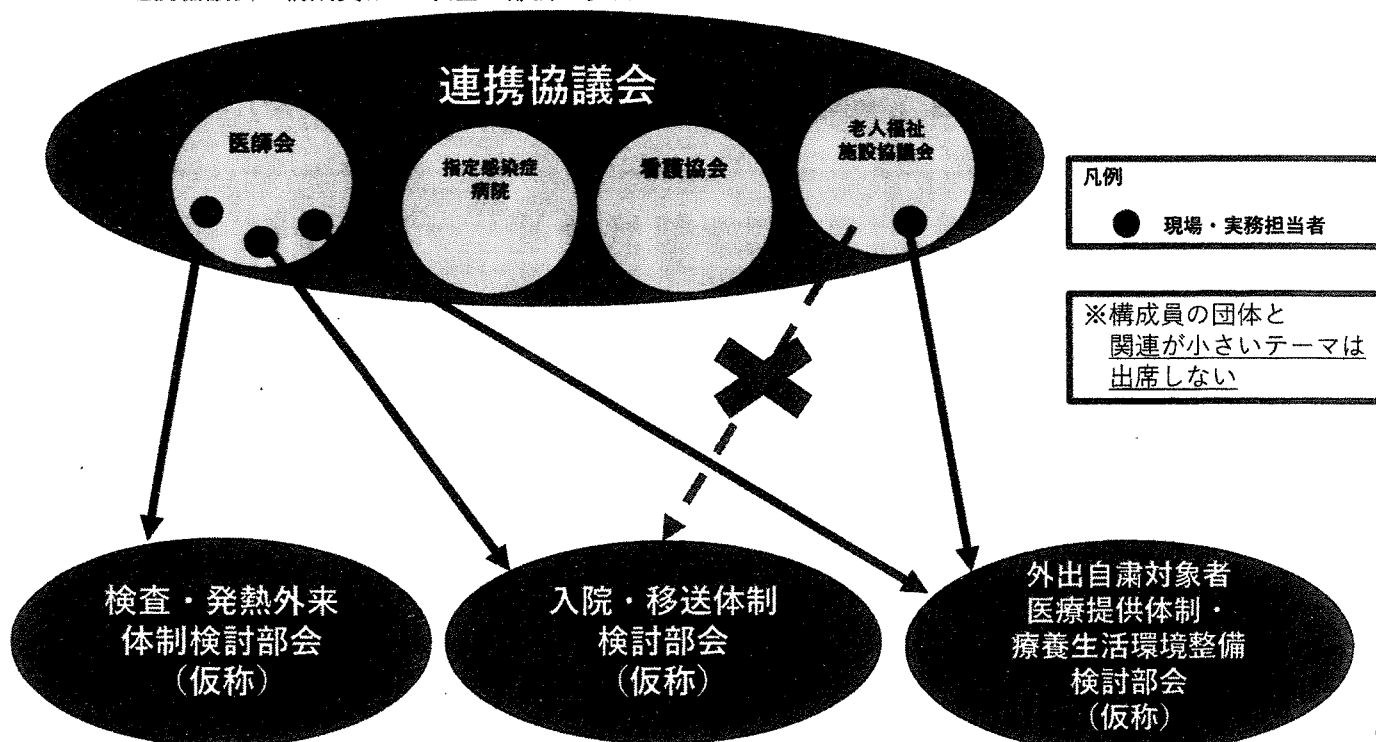
連携協議会部会の構成員配置

○部会はテーマ毎に開催・部会のメンバーも連携協議会構成員（所属）から選出

※構成員は関連性が高いテーマの部会に参加（ただし、部会毎に出席者の変更は可）

部会の出席者は 専門職等の現場・実務担当者

連携協議会の構成員は1つ以上の部会に参加



8

当県の実情に合わせた部会の各論点の設定（検討中資料）

部会名称	テーマの核となる構成員	主な検討事項
検査・発熱外来体制 検討部会 （仮称）	医師会・病院協会 薬剤師会・臨床検査技師会 第一種・第二種指定感染症医療機関 滋賀医科大学医学部附属病院 県立総合病院 保健所長会 地方衛生研究所（衛生科学センター） 県・大津市	・地方衛生研究所と民間検査機関の役割 ・検査等措置協定の内容 ・圏域毎の必要な検査機関、発熱外来医療機関数 ・二種協定（発熱外来）の内容 ・人材育成（病院・診療所・検査所）
入院・移送体制 検討部会 （仮称）	医師会・病院協会 看護協会・消防長会 第一種・第二種指定感染症医療機関 滋賀医科大学医学部附属病院 県立総合病院 保健所長会 県・大津市	・圏域毎の必要な病床数 ・各病院の病床の割り当て数（特に配慮を要する患者含む） ・一種協定、二種協定の内容（流行初期医療確保措置含む） ・消防との移送協定の内容 ・後方支援病院の支援内容（人材派遣含む） ・人材育成（病院・有床診療所・消防）
外出自粛対象者 医療提供体制・ 療養生活環境整備 検討部会 （仮称）	医師会・病院協会・歯科医師会 薬剤師会・看護協会 第一種・第二種指定感染症医療機関 滋賀医科大学医学部附属病院 県立総合病院 老人福祉施設協議会 介護サービス事業者協議会連合会 児童成人福祉施設協議会 市長会・町村会 保健所長会 県・大津市	・健康観察の方法および体制（特に配慮を要する患者含む） ・健康観察や生活支援等における市町、関係機関、団体との連携 ・二種協定（施設医、訪問診療・看護、薬局、県設置の宿泊施設の療養者への医療提供）の内容 ・人材育成（施設・訪問看護事業者）

9

医療措置協定 I （一種協定と二種協定）

法律上の区分	大項目	小項目（協定のメニュー）	医療機関の種類	流行初期医療確保措置
第一種協定 指定医療機関	入院	①病床	病院	有
				無
			有床診療所	無
第二種協定 指定医療機関	入院以外の医療提供	②発熱外来	病院	有
				無
			診療所	無
		③外出自粛対象者（※）への医療提供 ※自宅・宿泊療養者・高齢者施設等 での療養者	病院	
			診療所	
			薬局	
			訪問看護事業所	

※上表は厚生労働省の資料より県が作成

- ☑ 感染症患者を入院対応（第一種協定）と入院以外の医療提供対応（第二種協定）
 - ☑ 第二種協定指定医療機関は「発熱外来」と「外出自粛対象者への医療提供」の2つに区分
 - ☑ 「外出自粛対象者への医療提供」を行う第二種協定指定医療機関に「病院」「診療所」だけでなく「薬局」「訪問看護事業所」も含まれる
 - ☑ 流行初期医療確保措置とは、厚生労働大臣公表後、3か月以内に対応する医療機関（病院）
 - ☑ 公的医療機関等は医療提供の義務が法定化されたが、実効性確保のために協定を締結する
- ※ 協定は診療報酬のかさ上げや病床確保の補助金を交付する仕組み
（現行の第一種指定感染症病院、第二種指定感染症病院も協定を締結することができる）

10

医療措置協定Ⅱ (後方支援・人材派遣・PPE備蓄)

協定のメニュー	内容
④後方支援	○後方支援の協定締結医療機関は、通常医療の確保のため、 1. 特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入や 2. 感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行う ○病床確保等を行う協定締結医療機関の後方支援により、当該医療機関の感染症対応能力の拡大を図る。
⑤人材派遣	1. 県は、人材派遣協定を締結した医療機関から県内医療機関の医師・看護師が不足している病院へ人材の融通を行う。 2. 県内だけでは人材確保が難しい場合は、県が他の都道府県に直接応援を求めることができる。 3. 県が他の都道府県に比して医療のひっ迫が認められる等の場合には、国に対し、他の都道府県からの医療人材の確保の応援を求めることができる。
PPE備蓄	1. 備蓄量は感染症患者対応を行う各医療機関（薬局除く）の2か月分の使用量 2. 個人防護具の備蓄に係る費用は、医療機関負担 (平時は医療機関負担、有事は国が補助を検討し、県は国の補助に基づき医療機関に補助) 3. 第1種協定・第2種協定の医療機関が協定締結対象 4. 目標値は協定締結対象の8割以上

11

令和5年度予防計画改定スケジュール（案）6月29日時点

日程	予防計画	連携協議会	連携協議会部会 3部会を予定	医療審議会	医療措置協定 推進等協定 締結との連携促進 民間資金事業等との協定	備考
令和5年 4月						
5月	5/26 部会本指針 提示				協定締結関係先 11県	常任委員会審議開始 (議政後より)
6月				6/12 感染症予防計画と 医療措置協定の関係説明		
7月		7/6 第1部会 (計画骨子、部会の設定)	パート別 第1部会 (議案事項検討、 協定案・目標値協議)			
8月			第2部会 (計画骨子状況説明、 協定案の調査報告)			庁議(骨子案)
9月		第2部会 (部会検討状況説明、 骨子→案案、協定案の調査報告)				常任委員会報告(骨子案)
10月					協定締結関係 (協定締結関係)	県内各医療機関
11月			パート別 第3部会 (計画案、協定締結文 字決定の先報告)			庁議(計画案)
12月		第3部会 (計画案・ 協定案・協定締結文決定の先報告)		感染症医療提供体制(案) 医療措置協定(案) 諮問		常任委員会報告(案)
令和5年 1月					協定締結関係 (協定締結関係)	
2月					協定締結関係 (協定締結関係)	庁議(案)
3月	大臣報告	第4部会 (パブコム結果報告・計画案 協定締結決定の先報告)		パブコム結果報告 医療措置協定締結 決定の先報告	協定正式締結 関係協定内閣公表 (案) 関係機関	常任委員会報告(案) 予防計画決定と決裁
4月	改定予防計画発効					

※ 上記は現時点での予定であり、変更の可能性がある。

※ 大津市作成の予防計画と保健所・衛生科学センター作成の健康危機対処計画と整合性確保のため、適宜情報共有を行いながら進める。

12

予防計画改定6月～8月スケジュール（案）6月29日時点

期	週	社会福祉協議会 （支所） 運営・指導係	社会福祉協議会 （支所） 運営・指導係	社会福祉協議会 （支所） 運営・指導係	社会福祉協議会 （支所） 運営・指導係	運営
令和5年 6月	2週目 （5日～9日）				9日各係意見がきり	
	3週目 （12日～16日）				意向調査課長レク	
	4週目 （19日～23日）				意向調査 実施 （しがネット 受付サービス）	
	5週目 （26日～30日）					
7月	2週目 （3日～7日）					運営協議会秋会（7/6）
	3週目 （10日～14日）	7月4週目～5週目に 1回目の部会を実施			意向調査取りまとめ	
	4週目 （18日～21日）				途中段階の 報告 （8/6期）	
	5週目 （24日～28日）				第1回部会を取りまとめ	
8月	1週目 （31日～4日）				集計結果確定報告	
	2週目 （7日～10日）					
	3週目 （14日～18日）					
	4週目 （21日～25日）	8月4週目～5週目に 2回目の部会を実施				
	5週目 （28日～1日）					

一般社団法人草津栗東医師会

医 療 機 関 各 位

栗東市長 竹村 健

(公 印 省 略)

後期高齢者服薬情報通知事業の実施について（お知らせ）

日頃は、本市の保健衛生事業に格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、栗東市では高齢者が抱える多種多様な健康課題に対応するため、令和 3 年度より後期高齢者医療・国民健康保険・介護予防・健康づくり等庁内担当部局及び関係団体との連携のもと、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る事業を推進しております。今年度は高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）として、後期高齢者医療被保険者のうち多剤内服者に対して、医療機関や薬局にてその人に合った適切な服薬内容の調整・情報提供を受けることで、薬物有害事象のリスクを軽減し、フレイルや介護予防へつながること、ひいては医療費削減につながることを目的として、下記のとおり服薬情報通知の送付を実施することとなりました。

つきましては、医療機関の皆様にはご多忙の中恐縮ではございますが、通知対象者からご相談がございましたらご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、通知対象者へは、まずは薬局での相談をご案内しておりますので、薬局より情報提供や疑義照会等ございましたら、ご対応をお願い申し上げます。また、通知対象者が通知書持参で直接医療機関へご相談の際は、服薬管理・服薬指導をお願い申し上げます。

今後とも、御指導、御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 通知対象者

【後期高齢者医療被保険者】

- ・満 75 歳以上
- ・令和 4 年 12 月から令和 5 年 3 月に、2 医療機関以上で 14 日以上 of 長期服用の薬が 6 種類以上処方のある方
- ・ただし、令和 5 年 5 月時点で特別養護老人ホーム入所者は除く

2. 通知予定日

令和 5 年 8 月中旬～下旬

3. 同封物

通知書サンプル

【問い合わせ先】

栗東市健康増進課 担当者：林、嵐

連絡先：電話 077-554-6100

FAX 077-554-6101

【通知書に関する問い合わせ先】

委託先：(株)データホライゾン

連絡先：電話 0120-512-909（フリーダイヤル）

9999999

0000000001

〇〇県〇〇市1-2-3

サンプル 太郎 様



9999

9999

0000000001

お問い合わせ先 (サポートデスク)

この「お知らせ」に関するお問い合わせは、サポートデスク(フリーダイヤル)



0120-512-909

受付時間 10:00~17:00 (土日、祝日、年末年始は除きます)

※サポートデスクは、(株)データホライゾンに委託しています。

栗東市 保険年金課・健康増進課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市から服薬情報のお知らせ

このお知らせは多くのお薬を飲まれている方にお送りしています。服用するお薬が多くなるほど副作用を起こしたり、お体に負担がかかる場合があります。

かかりつけ薬局へ、このお知らせを持っていきましょう



- ① かかりつけ薬局に行く時に、この「お知らせ」を持っていく。



- ② 薬剤師が確認をしてくれます。
・重複している薬がないか
・飲み合わせの悪い薬がないか



- ③ 薬剤師は必要な場合医師に連絡を取り、薬の調整の提案を行います。



薬局に相談したいことをチェックしてください。(回答は任意です)

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 薬の効果 | ☐ 薬の副作用 | ☐ 薬の飲み合わせ |
| ☐ 市販薬・サプリメント | ☐ 薬が多いこと | ☐ その他() |

※今後、この通知書の送付を希望されない方は、お手数ですが栗東市健康増進課(電話 077-554-6100、FAX 077-554-6101)までご連絡ください。

「栗東市から服薬情報のお知らせ」について

栗東市 保険年金課・健康増進課

通知を受け取られた方へ

この通知書には服用(使用)されていた薬の情報を記載しています。

複数の医療機関に受診されている場合、それぞれの医療機関では処方薬について適切な管理がなされていますが、服用していたすべての薬を見た場合、同じ成分の薬や、薬同士の飲み合わせが悪い等の問題が起こる場合があります。

これらの問題を防ぐために、薬局へ「こちらの案内状と同封のお知らせ」を持参することで、すべての薬剤を改めて確認をしてもらえ、ご自身のお体への負担がないか助言がいただけます。必要な場合、薬局から医療機関へお薬の調整がされる場合があります。「こちらの案内状と同封のお知らせ」をかかりつけ薬局へご提出ください。

- ※薬局での相談料は無料です。一部、医療機関への連携が必要な場合、ご本人の同意のもと、診療報酬に基づき一部自己負担が生じる場合があります。
- ※薬剤に併用禁忌がある場合、薬効が重複している場合、健康リスク軽減のため本市より通院医療機関や薬局へ情報提供をする場合があります。



「服薬情報のお知らせ」の見方

受診された医療機関とお薬を処方した薬局を記載しています。
お薬が医療機関から処方(自宅で飲むお薬を医療機関内で処方)された場合は、薬局欄に「院内処方」が記載されます。
また、医療機関で投与されたお薬(点滴・注射・投薬など医療機関で実施された処置等)がある場合は、薬局欄に「院内投与」が記載されます。

No	医療機関名	★: かかりつけ薬剤師	薬局名	薬剤種類	長期服薬
1	AAクリニック		C薬局	11	5
2	Aクリニック		D薬局	7	5

No	薬品名	数量	回数・日数	剤型	調剤日	残薬
1	サインバルタカプセル20mg	2 カプセル	18	内服	3/23	
	スピロラクトン錠25mg「トーワ」	2 錠	18	内服	3/23	
	フロセミド錠20mg「NP」	2 錠	18	内服	3/23	
	アゾセミド錠60mg「JG」	1 錠	9	内服	3/23	
	ミヤBM錠	3 錠	18	内服	3/23	

みほん

処方されたお薬の名称・処方された日付などのお薬の情報を医療機関・薬局ごとに記載しています。
No欄の番号は、上部記載の受診した医療機関・薬局のNo欄の番号と対になっています。

「残薬」 お手元に多量に残薬がある場合は、「○」をご記入の上、このお知らせを薬局へお渡しください。

医療機関関係者の皆様方へ

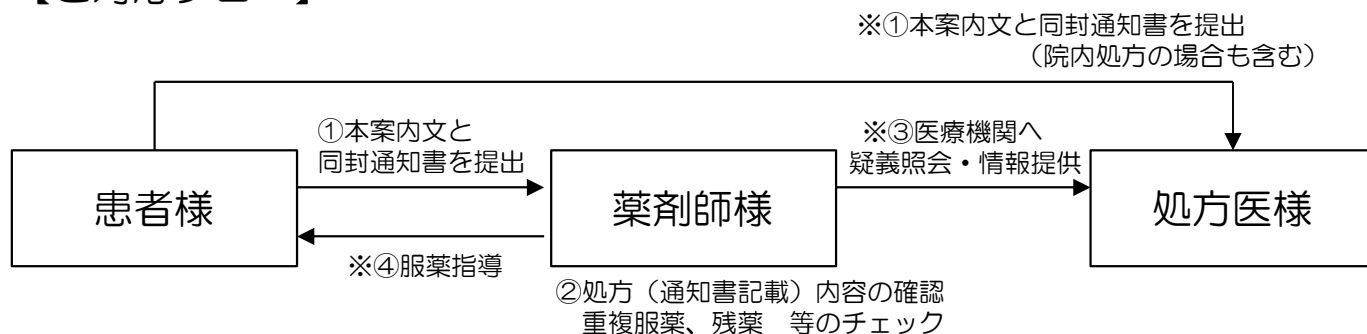
本市では、後期高齢者医療制度の被保険者様（患者様）にポリファーマシー、フレイル予防の観点から『服薬情報のお知らせ』を通知する事業を今年度より行っております。医療機関関係者の皆様にご連絡申し上げるとともに、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

『服薬情報のお知らせ』は複数の医療機関から多数の薬剤を処方されている患者様に発送しております。（※1）。この通知書には「服用している全ての薬剤を適切に処方・調剤していただくことをお勧めします」と記載していますので、患者様が通知を持参されましたら、重複服薬等の処方内容の確認をしていただき、適宜疑義照会等をお願いいたします。

つきましては、日業業務でお忙しいところ恐縮ですが、本業務の趣旨をご理解賜り、患者様にとってより適切な服薬管理・服薬指導をお願い申し上げます。裏面に通知書の記載内容についての説明をつけておりますので、参考にしてください。

※1 後期高齢者医療の被保険者の方で複数の医療機関を受診され、6種類以上服用されている方

【ご対応フロー】



※ ①通知書には薬局での相談を勧奨していますが、処方医様で直接相談された場合も、適宜対応をお願いします。

※ ③④については必要に応じてご対応をお願いします。

また、③④以外に対処事項が発生した場合は適宜よろしくお願いいたします。

【本通知に関するお問い合わせ(サポートデスク)】 10:00～17:00
フリーダイヤル 0120-512-909
サポートデスクは、(株)データホライゾンへ委託しています。

草教委教学発第843号
令和5年6月27日

一般社団法人草津栗東医師会
会長 新木 真一 様

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

令和5年度要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について
(依頼)

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育行政に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護世帯等の経済的困窮世帯の児童生徒が、学校における健康診断で特定の疾病に罹っていると認められた場合、学校保健安全法第24条第1項および同法施行令第8条の規定に基づき、市が当該疾病にかかる治療費について必要な援助を行っております。

具体的な援助方法としては、まず市が治療を要する児童生徒に対し、医療券を発行いたします。次に当該児童生徒は、当医療券を各医療機関に提示することで自己負担なしで治療を受け、当該治療の終了後、市は各医療機関から当医療券にかかる医療費の請求を受け、支払うこととなっております。

詳細については、下記のとおりですので、趣旨を御理解のうえ、会員各位に御周知いただくとともに、本事業の円滑な実施について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

※ 医療券（様式1）を提示し治療を希望する児童生徒について、次の要領により、治療及び診療報酬の請求を行っていただくようお願いいたします。

1. 保護者（児童生徒）から提出された医療券が、治療する本人の医療券であること、また、「保険の有無欄」に記入があることを確認してください。
2. 医療券で治療できる疾病の範囲は、学校保健法施行令第8条に定める疾病に限りますので、保険診療の対象となる治療のみ、医療券の対象としてください。

【対象となる疾病】 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で次のもの

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び濃痂疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯
- (6) 寄生虫（虫卵保有を含む。）予防的見地から薬品を投与することは対象外

3. 要保護児童生徒（医療券に記載）の場合、生活保護法による医療扶助で治療が受けられますが、上記2の学校病の治療については、この医療券が優先されます。該当児童生徒の場合は、保険負担額が異なりますので御注意ください。
4. **医療券に記載のとおり、利用には有効期限があります。**有効期限内に治療が完了するよう御協力をお願いします。
5. 治療完了後は、速やかに下記の対応をお願いします。
- ①医療券（様式1）の【診療報酬請求明細】欄、医療機関名及び所在地、院（所）長名等について記載し、診療報酬請求書（様式3）に必要事項を記載、押印いただき、草津市教育委員会事務局 学校教育課まで必ず直接送付してください。
（治療が完治した時点で、期限まで保管せず、速やかに請求願います。）
 - ②保護者に対する通知（様式2）の下記欄に治療完了の証明を行っていただき、保護者（児童生徒）へ渡してください。
 - ③薬剤について、院外処方される場合は、調剤報酬請求書（様式4）を薬局に渡すよう保護者に伝えてください。
6. 治療費の支払いにつきましては、診療報酬請求明細および請求書の内容についての確認が出来次第、指定された口座へ振り込みいたします。
7. 参考までに、関係様式を添付させていただきます。
- 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）
 - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）【記入例】
 - 保護者に対する通知（様式2）
 - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）
 - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）【記入例】
 - 要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書（様式4）

（お問合せおよび医療券・請求書の送付先）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係

TEL077-561-2421（直通）

要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名	草津市教育委員会	学校名	小学校
		所在地	滋賀県草津市
交付第 1 号	(自) 令和 3 年 7 月 1 日	保 護 の	準要保護
令和 3 年 7 月 1 日	(至) 令和 3 年 11 月 30 日	取 扱 い	
受療者	児 童 名	生 年 月 日	平成 年 月 日
	生 徒 名	学 年	第 学年
保護者	住 所 氏 名	滋賀県草津市	保険 有 無
			有 無

医療機関の方へ

※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市教育委員会学校教育課へ 月末までにご請求ください。

※ ご不明な点は、学校教育課（Tel.077-561-2421）までご連絡ください。

※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、10円未満は四捨五入しご記入ください。

診 療 報 酬 請 求 明 細			
内 容	実施歯科	合計点数	診療総額 円
初診料及び再診料		点	
金合金インレー	歯	点	
銀合金インレー	歯	点	
処 置 料	歯	点	社会保険負担の有・無 割 円 (健保・国保・共済・その他)
乳 歯 抜 歯 料	歯	点	
そ の 他		点	差引請求額 円
計	歯	点	

令和 年 月 日

医療機関名及び所在地

院(所)長名

要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名	草津市教育委員会	学校名	草津小学校
		所在地	滋賀県草津市 草津三丁目 14 番 5 号
交付第 1 号 令和 3 年 7 月 1 日	(自) 令和 3 年 7 月 1 日 (至) 令和 3 年 11 月 30 日	保護の 取り扱い	準要保護
受療者 児 童 名	草津 花子	生年月日	平成 25 年 5 月 5 日
		学 年	第 3 学年
保護者 住 所 名	滋賀県草津市 草津一丁目 1 番 1 号 草津 太郎	保険 有無	有 無

保護者が記入している
か確認してください。期限内か確認し
てください。

医療機関の方へ

※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市教育委員会学校教育課へ 11 月末までにご請求ください。

※ ご不明な点は、学校教育課 (Tel077-561-2421) までご連絡ください。

※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、10円未満は四捨五入しご記入ください。

診療報酬請求明細			
内 容	実施歯科	合計点数	
知覚刺激及び歯面磨料		313 点	診療総額 12,580
歯		点	
		点	社会保険負担の有・無 7 割 8,810 円
処 置 料	3 歯	945 点	
乳 歯 抜 歯 料		点	(健保・国保・共済・その他)
そ の 他		点	
計	3 歯	1258 点	差引請求額 3,770

全ての項目に漏れな
く記入してください。1258 点×7 割=8,806 円→
10 円未満四捨五入=8,810 円診療終了日を記
入してください。

令和 5 年 8 月 30 日

医療機関名及び所在地

院 (所) 長名

草津市草津二丁目2番2号

くさつ青花クリニック 院長 青花 次郎

1258 点×3 割=
3,774 円→10 円
未満四捨五入=
3,770 円

(様式2)

お 知 ら せ

病 名 う 歯

健康診断の結果、上記の病気にかかっていることが分かりました。早期に最寄りの医療機関で受診されますよう、お知らせします。

この病気は、同封の医療券を持参すれば無料で診療が受けられますが、この病気外の診療費は自己負担となります。

なお、医療券の有効期限までに治療を済ませてください。

(注意)

社会保険に加入している場合は、その保険者証を医療券とともに持参して治療を受けてください。治療が終わったら、下記に医療機関の証明を受けて学校に提出してください。

証 明 書

患者氏名 _____ (学年 _____ 年)

上記の者を令和 年 月 日から令和 年 月 日まで診療した
ことを証明します。

令和 年 月 日

住所

医療機関名

印

(様式3)

(医師用)

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書

草津市長 様

令和 年 月 日

二

指定医療機関の所在地

指定医療機関の名称

院 (所) 長 名



下記のとおり請求します。

請 求 額

月

金融機関名

銀行
信用金庫
農業協同組合

本店
支店
出張所

預金種目

1. 普通

2. 当座

先込振座口

口座番号

フリガナ

預金者名義

(様式3)

(医師・歯科医師用)

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書

草津市長 様

記入・押印漏れがない
か確認してください。

令和 5 年 10 月 1 日

〒

525-1234

指定医療機関の所在地

草津市草津二丁目〇番〇号

指定医療機関の名称

くさつ青花クリニック

院 (所) 長 名

青花 次郎

印

下記のとおり請求します。

医療券の「差引請求額」と同じ金額であ
ることを確認してください。

請 求 額

3,770 円

口座振込先	金融機関名	銀行 本店 滋賀中央 信用金庫 南草津 支店 農業協同組合 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座
	口座番号	123456
	フリガナ	アオバナ シロウ
	預金者名義	青花 次郎

(様式4)

(薬局用)

要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書				
草津市長 様				
令和 年 月 日				
〒				
所在地				
名 称				
代表者				
印				
下記のとおり請求します。				
受 療 者	学校名		児童生徒 氏 名	
受診医療機関名				
調 剤 総 額				円
社会保険料または 国民健康保険負担額				円
差引請求額				円
口座振込先	金融機関名	銀 行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合 出張所		
	預 金 種 目	1. 普通 2. 当座		
	口 座 番 号			
	フリガナ			
	預金者名義			

令和5年6月吉日

関係者各位

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会

理事長 木澤 義之

令和5年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACEプロジェクト
「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より緩和ケアの発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本緩和医療学会主催「緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会」の本年度の開催日程が決定いたしましたので、ご案内申し上げます。ぜひこの機会に受講をご推奨・ご検討いただきますと幸いです。

引き続きご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- ・令和5年度「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」のご案内…1部

以上

令和 5 年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト

「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のご案内

ごあいさつ

向夏の候、皆さまにはご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本緩和医療学会では、すべての人が『いつでも、どこでも』質の高い緩和ケアを受けられることを目指し、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉を立ち上げ、平成 20 年度より日本サイコオンコロジー学会との共催で「緩和ケア研修会」を企画運営するための指導者（企画責任者）を育成する「指導者研修会」を開催いたしております。

平成 30 年 4 月より施行されている厚生労働省の「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」において、企画責任者は「指導者研修会」を修了していることと定められており、当学会では、本指針に基づいた集合研修の開催方法などを学ぶ指導者研修会を開催しております。

従来は、精神腫瘍学指導者研修会修了者は企画責任者となることはできませんでしたが、本指針においては、精神腫瘍学指導者研修会修了者も企画責任者になることが可能となっております。

令和 4 年度において、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉は、現行指針に対応した指導者研修会を 1 回開催し、全国に 168 名の修了者を輩出いたしました。本年度におきましても、1 回の指導者研修会開催を予定いたしております。

この度、「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」の本年度開催日程が決定いたしましたので、ご案内いたします。本年度も、昨年度同様、WEB 開催といたしまして、事前学習とライブ配信を組み合わせたプログラムとなっております。

貴地域において、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケアに関する基本的知識の均てん化のため、「指導者研修会」の受講をぜひご検討くださいますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 理事長
緩和ケア研修会 e-learning 管理責任者
木澤 義之

令和 5 年度 緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

開催要項

本年度は、事前学習とライブ配信による開催といたします

第 38 回 緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会（WEB 開催）

● 緩和ケア指導者研修会

研 修 名：	緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会
日 時：	令和 5 年（2023 年）12 月 9 日（土）ライブ配信
会 場：	WEB ※最終受講決定者に事前学習とライブ配信の詳細をご案内いたします
募集人数：	100 名
参 加 費：	無料
募集期間：	令和 5 年 8 月中旬～下旬頃予定 ※定員を超える場合は抽選とします

● 精神腫瘍学指導者研修会

研 修 名：	精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会
日 時：	令和 5 年（2023 年）12 月 9 日（土）ライブ配信
会 場：	WEB ※最終受講決定者に事前学習とライブ配信の詳細をご案内いたします
募集人数：	100 名
参 加 費：	無料
募集期間：	令和 5 年 8 月中旬～下旬頃予定 ※定員を超える場合は抽選とします

※本指導者研修会を修了すると、緩和・精神腫瘍学両者ともに「集合研修企画責任者」の資格を得ることができます。

※緩和ケア・精神腫瘍学ともに、同一プログラムとなります。

※令和 5 年 7 月中旬頃に PEACE プロジェクトサイトにて「参加申込み要項」を掲載いたします。

募集詳細については、そちらをご覧ください。

PEACE プロジェクトサイト URL：<https://www.kanwacare.net/jspm-peace/>

参加資格

●緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 原則として、研修会受講時点において、一般病院、がん専門施設、診療所、緩和ケア病棟において、がん患者の身体症状の緩和に携わる医師としての経験が 5 年以上あること（ただし初期研修の期間を除く）
2. 参加登録時に所属施設長からの推薦状が準備できること
3. 今後、都道府県に協力し、各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加する意思があること
4. 指導者研修会のすべてのプログラムに参加できること
5. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課および厚生労働省へ氏名・所属の報告をすることに同意できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、緩和ケア研修会 e-learning「指導者・事務担当者向け専用サイト」内において、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
7. 研修会申込時点において、厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1201 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

●精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 研修会受講時点において、医師としての経験が 5 年以上あること
2. 研修会受講時点において、標榜する精神科・心療内科の常勤医（週 4 日勤務以上）として 3 年以上の経験があり、うち最低 1 年は総合病院やがん専門病院など、がん患者の診療を行う施設に勤務していること
3. 参加登録時に所属施設長からの推薦状が準備できること
4. 今後、都道府県に協力し、各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加する意思があること
5. 指導者研修会のすべてのプログラムに参加できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課および厚生労働省へ氏名・所属の報告をすることに同意できること
7. 指導者研修会を修了したことについて、緩和ケア研修会 e-learning「指導者・事務担当者向け専用サイト」内において、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
8. 研修会申込時点において、厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1201 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

ご参加のお申込み

受付方法：〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉サイトの申込フォームより

＊サイト URL…<https://www.kanwacare.net/jspm-peace/>

＊受付期間は随時サイトに掲載されますのでご確認ください

受講決定までの流れ

1) 受付：

PEACE プロジェクトサイトの申込フォームに必要な事項を記入し、受付を行います

※受付完了の時点では、受講は決定しませんのでご注意ください

※必ず受講希望者ご本人様がお申込みの上、メールアドレスはご自身で管理し、内容を定期的を確認しているアドレスをご記入ください（所属施設の代理の方からのお申込みは受け付けられません）

※定員を超える申し込みがある場合には、すべての有効な応募の中から公平公正に抽選を行います

※選考後、受付時にご記入いただいたメールアドレス宛に、受講可否を通知するメールをお送りしますので、ご確認ください

2) 参加登録：

指定フォームで必要事項を入力し、指定書類※をアップロードします

指定フォームの画面へは、受講通知メールに記載された URL から入ることができます

※指定書類…①所属施設長からの承諾・推薦書 ②緩和ケア研修会修了証書（写し） ③e-learning 修了証書（写し）

＊①は受講通知メールに添付される様式をご利用ください

※②緩和ケア研修会修了証書（写し）は、以下いずれかの開催指針に準拠したものをご提出ください

・厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（旧指針）

・厚生労働省「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（現行指針）

※③e-learning 修了証書（写し）は、旧指針の緩和ケア研修会修了者も提出が必須となりますので、申し込みまでに下記サイトにて受講をお願いいたします

【厚生労働省 がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会 e-learning】

<https://peace.study.jp/>

※審査の結果、経験年数などの参加資格を満たしていないと判断される場合は、ご受講いただけなくなる事がございます

3) 受講決定：

審査後、受講が決定した方には、「受講決定通知」をお送りいたしますので、ご確認ください

■お問い合わせ

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 事務局

厚生労働省委託事業 PEACE プロジェクト「指導者研修会」担当係

〒550-0001

大阪府大阪市西区土佐堀 1-4-8 日栄ビル 603B 号室

E-mail : itaku@jspm.ne.jp

<https://www.kanwacare.net/jspm-peace/>

滋 南 健 福 第 2 6 3 号
令和 5 年(2023 年) 7 月 11 日

管内各地域医師会の長
管内各病院地域連携担当部署の長
管内訪問看護ステーション所長

} 様

滋賀県南部健康福祉事務所長
＜公 印 省 略＞

令和 5 年度難病対策従事者研修会の開催について（通知）

日頃は、湖南圏域における地域保健福祉の推進に、ご理解ご協力いただき深く感謝いたします。

さて、標記研修会につきまして、別添要領のとおり開催しますので、関係職員の参加について、ご配慮願います。

参加を希望される場合は、令和 5 年 9 月 1 日（金）までに、別添 URL または QR コードから受付フォームにアクセスし、必要事項を入力いただきますようお願いいたします。

南部健康福祉事務所（草津保健所）
地域保健福祉係 大井
TEL: 077-562-3534
FAX: 077-562-3533
E-Mail ea30400@pref.shiga.lg.jp

令和5年度 難病対策従事者研修会開催要領

1 目 的

筋萎縮性側索硬化症（ALS）や多系統萎縮症などの神経難病等では、身体症状や呼吸機能障害に伴いコミュニケーション障害の課題が顕著になります。

そこで、支援者が、療養者の様々なコミュニケーションニーズに対応するために、コミュニケーション支援内容や方法について理解を深め、事例を通して具体的な対応を学び、実践していくことを目的として開催します。

2 実施主体 滋賀県県立リハビリテーションセンター 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）

3 対 象

管内の難病患者の方を支援されている方
医療・介護・障害・学校・就労支援機関等の方 等

4 日 時 令和5年9月9日（土）14：00～16：00（受付開始 13：45）

5 会 場 草津市立市民交流プラザ 5階大会議室 （滋賀県草津市野路一丁目15-5 フェリエ南草津）

6 内 容

テーマ「神経難病患者・重度障害を持った方等へのコミュニケーション支援」

1）講演：「コミュニケーション支援とは？」

講師：NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター 松下佑太 氏

2）事例紹介①「神経難病患者さんへの支援」

講師：滋賀県済生会訪問看護ステーション（作業療法士）今井真梨子 氏
（理学療法士）竹澤翔太 氏

3）事例紹介②「障害を抱える子どもさんへの支援」

講師：訪問看護ステーションオリーブ（理学療法士）高木篤 氏

7 参加申し込み方法

令和5年9月1日（金）までに、下記 URL または QR コードから受付フォームにアクセスし、必要事項の入力を行う。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/9-9>

8 問い合わせ先

滋賀県立リハビリテーションセンター 押谷

TEL 077-582-8157 FAX 077-582-5726

E-Mail eg30@pref.shiga.lg.jp

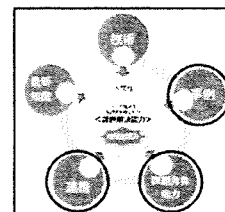


コミュニケーション支援コース(定員30名)

神経難病や重度障害を抱えていてもパソコンやタブレットなどのIT機器、様々な入力スイッチを使用することで、コミュニケーションを取ることが可能です。

また、それらを用いることにより、仕事の継続や余暇時間を充実させることができます。最近では子どもの反応を確認したり、発達を促すことに活用されている例もあります。

研修ではIT機器や入力スイッチ等を用いたコミュニケーション支援について学び、各支援者が実践と結び付けることを目的とします。(南部健康福祉事務所と共催です。)



【会 場】草津市立市民交流プラザ（フェリエ南草津）5F 大会議室

日 時	内 容	講 師
令和5年 9月9日(土) 14:00~16:00 (受付 13:45~)	『 神経難病患者・重度障害をもった方等への コミュニケーション支援 』	
	「コミュニケーション支援とは？」	障害者ICTサポートセンター 松下 佑太 氏
	事例紹介① 「神経難病患者さんへの支援」	滋賀県済生会訪問看護ステーション (作業療法士) 今井 真梨子 氏 (理学療法士) 竹澤 翔太 氏
	事例紹介② 「障害を抱える子どもさんへの支援」	オリーブ訪問看護ステーション (理学療法士) 高木 篤 氏
	体験会 <u>視線入力スイッチ、ピックスイッチ等を使用して、 実際にiPadやパソコンを操作してみる体験をしていただけます</u>	

●対 象 者：難病患者の方、障害児者の方を支援されている
医療・介護・障害・学校・就労支援機関等の方 ※職種は問いません

●申込締切り：令和5年9月1日(金)まで 【先着順】

★申込方法：下記URLまたはQRコードから受付フォームにアクセスし、必要事項の入力を
お願いします。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/9-9>

【QRコード】



※日本作業療法士協会生涯教育制度(1ポイント)

担当：押谷

事 務 連 絡
令和5年（2023年）7月7日

各関係機関の長 様

滋賀滋賀県多職種連携学会事務局
(公 印 省 略)

第8回滋賀県多職種連携学会研究大会 演題募集案内の送付について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当センター事業に関して、格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、第8回滋賀県多職種連携学会研究大会を開催するにあたり、演題募集を別添の通り行います。多職種連携に関する様々な取り組みについてご発表いただきますよう、周知についてご協力頂けると幸いです。

〒524-8524

滋賀県守山市守山五丁目4-30

滋賀県多職種連携学会事務局

滋賀県立リハビリテーションセンター

事業推進係 押谷・梅居・石田・野村

TEL : 077-582-8157

FAX : 077-582-5726

第8回 滋賀県多職種連携学会研究大会開催要領

1. 目的

保健・医療・福祉・就労・教育・行政関係者等が一堂に会し、研究発表や意見交換、講演会などを実施することで新たな知識を得る。また、多職種による協働実践の報告の場として、より一層、本県における質の高い連携または、リハビリテーション活動へと発展することを目的に研究大会を開催する。

2. 主催：滋賀県多職種連携学会（構成団体は別表）

3. 日時：令和5年12月3日（日） 13:00～16:30

4. 会場：オンラインでの開催

5. 学会長：一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一

6. 大会長：一般社団法人滋賀県病院協会 大野 辰治

7. 内 容

○学会テーマ

『(仮)多職種連携で支える、その人らしい生き方』

○基調講演

「(仮)自分らしく生きるとは ～そのために多職種でできること～」

内 容：自分のこれからを考えることは、本人にとっても、家族にとっても、非常に大切なことである。ACP を切り口に、その人らしい人生において家族をはじめ支援者がどういった形で ACP を考えて行けばよいか、多職種連携における ACP についてご講演いただく。
また、余命宣告された方や病気の方だけでなく、現在健康な方も視野に入れた内容をご講演いただく。

講 師：木澤 義之 氏 （筑波大学 医学医療系 教授）

○企画演題

「(仮)さまざまな分野での多職種連携」 ※内容については薬剤師会で検討中

内容：調整中

講師：調整中

○一般演題

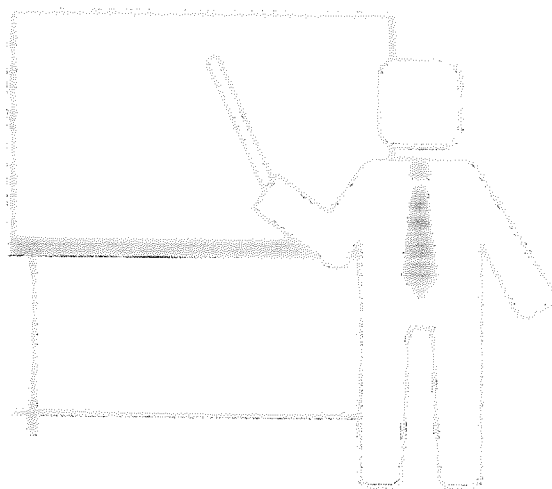
口述発表 （発表7分 ※事前に各個人で録画、当日に質疑応答5分）

第8回滋賀県多職種連携学会研究大会

演題募集要領

開催日：令和5年12月3日（日）

オンライン開催



事務局

滋賀県多職種連携学会事務局（滋賀県立リハビリテーションセンター内）

〒524-8524 守山市守山5丁目4-30

TEL：077-582-8157

FAX：077-582-5726

E-mail：eg3001@pref.shiga.lg.jp

ご不明な点があれば事務局までご連絡ください

1. 応募資格

医療・保健・福祉・教育・就労に関連する業務、活動、研究を行っている方または団体
※学生の方の発表も可能です。

2. 発表形式

- ①一般演題：口述発表形式（発表時間：7分、質疑時間：5分）
- ②活動実践報告：口述発表形式（発表時間：5分、質疑時間：5分）
- ①・②いずれか一つをお選びください。

※発表については、事前に録画したものを配信予定です。

なお、質疑応答については研究大会当日に行います。

※活動実践報告に応募いただいたもので、一般演題発表に相当する活動であれば、一般演題枠を案内させていただくことがあります。

～活動実践報告について～
多職種で取り組み始めて間もない活動、まだ結果が出ていない取り組み等一般演題発表の前段階として報告してみませんか？多くの方に知っていただく機会となります！また、今までの活動を一旦振り返る機会としてもご活用下さい。次年度は、一般演題発表枠で発表いただければと思います。

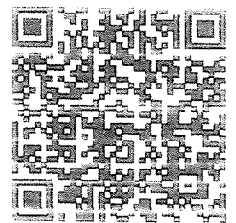
3. 発表演題申込み

〆切：令和5年9月8日（金）

募集の詳細、お申し込みはこちらから →

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/6415194593990165033>

しがネット受付サービス



4. 発表演題・活動実践についての審査

応募された演題・活動実践報告については下記を重視し、審査します。

- ①所属の内外問わず、多職種・多機関との連携を意識した内容であること。
- ②特定の個人や団体、また事業所等の批判・中傷ととられかねない内容がないこと。
- ③すでに論文として発表されたものではないこと。
- ④一般演題は、【目的】【方法】【結果】【考察】【まとめ】の形式をとること。
- ⑤活動実践報告は、【きっかけ】【取り組み内容】【今後に向けて】の形式をとること。
- ⑥単に商業的な紹介・広告・宣伝を目的とするものではないこと。

審査結果については、令和5年10月27日（金）までに応募者に連絡します。

5. 個人情報、プライバシーの保護

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日）」や「個人情報の保護に関する法律について（通則編）（平成28年11月）」等を守り、個人情報やプライバシーの保護、機密保持に十分に配慮してください。なお、特定の個人や団体、また事業所等の批判・中傷ととられかねない内容が記載されている場合は当学会から修正を依頼する場合がございますので、ご了承ください。

<発表に関する注意事項>

- ・応募された演題と研究大会当日の発表内容が大幅に変わることがないようにしてください。
- ・発表内容に事例などを伴う場合、また、写真などを使用する場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月）」などを厳守し、個人情報やプライバシーの保護、機密保持に十分に配慮してください。なお、特定の個人や団体、また事業所等の批判・中傷ととられかねない内容が記載されている場合は当学会から修正を依頼する場合がございますので、ご了承ください。
- ・匿名化の措置とともに、必要な場合は、事前に同意を得ておいてください。

<参考>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（抄）

「特定の患者・利用者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は、氏名、生年月日、住所、個人識別符番号等を消去することで匿名化されると考えられるが、症例や事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人の同意を得なければならない。」

令和5年7月29日

草津栗東医師会所属の医院・診療所・病院 各位

滋賀医科大学医学部附属病院

病院長 田中 俊宏

呼吸器外科長 花岡 淳

呼吸器外科「特別予約枠」開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当院の運営に関しまして、種々のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、この度、当院呼吸器外科において、円滑な新患予約の取得が可能となる要望にお応えできるよう、草津栗東医師会の先生方向けに「特別予約枠」を開始することと致しましたのでお知らせいたします。

皆さまにおかれましては、今後とも何卒ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

予約枠

火曜日および木曜日の9時～10時【各日最大2名】（予備日 月曜日 12時～13時）

* 上記の曜日の希望日については、特別な理由がない限り予約を確約いたします。

* 尚、上記以外の曜日を希望の場合、従来通り、後日に予約日をご連絡します。

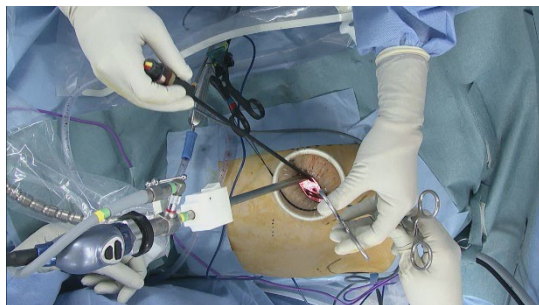
受け入れ開始時期

令和5年8月1日から

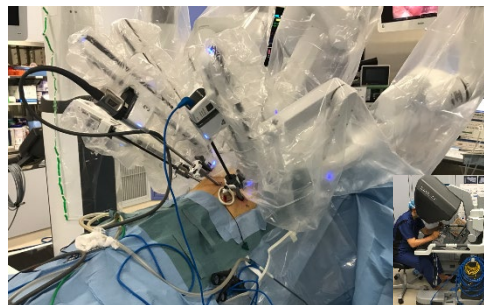
* 胸部異常陰影、胸部疾患が疑われる症例であればご遠慮なくご紹介下さい。

敬具

（呼吸器外科 topic）



単孔式肺手術
開胸手術、多孔式の胸腔鏡手術をさらに発展させた「単孔式」。術後のダメージ、痛みはより少なく早期の退院、社会復帰が可能です。



ロボット支援下胸腔鏡下肺葉切除術
da Vinci Xi が稼働し、より精度の高い手術手技（特に郭清）が可能となりました。縦隔腫瘍手術にも主に使用しています。

<予約連絡先>

滋賀医科大学附属病院

患者支援センター

TEL 077-548-2515

FAX 077-548-2792

受付時間

平日：8時30分～19時00分

土曜日：9時00分～12時30分

※土曜日はFAXのみの対応となります。

土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）を除く。

<その他のお問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院

医療サービス課地域医療連携係 伊藤

TEL 077-548-2513

FAX 077-548-2815

一般社団法人草津栗東医師会
会長 新木 真一 様

野 洲 市 長 栢 木 進



子どもの福祉医療費助成制度の年齢引き上げについて

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本市行政運営全般にわたり格段のご理解、ご協力を賜るとともに、医療、保健および福祉の向上に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における福祉医療費助成制度は、令和4年 10 月 1 日以降、小学 1 年生から小学6年生まで通院(1診療報酬明細書当たり 500 円自己負担)及び入院を現物給付にて行っているところですが、さらなる子育て支援のため令和5年 10 月診療分から下記のとおり子どもの福祉医療の年齢の引き上げを行います。

つきましては、制度拡充にあたりまして、医療機関の皆様のご協力が不可欠でございます。システム対応等も含めましてご面倒をおかけ致しますが、ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制度拡充内容

	現行	変更後
対象者	小学 1 年生～小学 6 年生	小学 1 年生～中学 3 年生
福祉番号	4 0 2 5 9 0 9 5	
自己負担	通院… 1 診療報酬明細書当たり 500 円 (調剤は自己負担なし) 入院…なし	
助成方法	現物給付 (県内医療機関のみ)	

開始時期 令和 5 年 10 月診療

※なお、令和 5 年 9 月診療分までの中学 1 年生～ 3 年生の入院については今までどおり償還払いとなります。

2. その他

- ・滋賀県国民健康保険団体連合会発行の「滋賀県福祉医療費・精神障害者精神科通院医療費 助成番号一覧表 令和5年8月1日現在」に年齢拡充について掲載予定しております。また、周知ポスターも同封していただく予定ですので届きましたら掲示をお願いいたします。
- ・助成対象者には、申請に基づき、令和5年9月に受給券(オレンジ色)を郵送する予定です。

<連 絡 先>

〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
野洲市役所 保険年金課 福祉医療係
TEL 077 587 6081 FAX 077 586 2177
メール nenkin@city.yasu.lg.jp

野洲市子ども医療費助成制度の拡充について（小学1年生～中学3年生の通院医療費助成）

野洲市では、令和4年10月診療分以降小学1年から小学6年生までの通院及び入院について助成を行っていますが、さらなる子育て支援を図るため、**令和5年10月診療分から**下記のとおり制度の拡充を行います。

小学1年生～中学3年生（当該年度中に満7歳～15歳になる人）について、入院・通院の両方を対象に、現物給付による助成を実施します。（下図参照）

現行		
年齢	通院	入院
13歳(中1) ～ 15歳(中3)	助成なし	償還払い (自己負担なし)
7歳(小1) ～ 12歳(小6)	現物給付 (自己負担あり)	現物給付 (自己負担なし)



令和5年10月診療分から		
年齢	通院	入院
7歳(小1) ～ 15歳(中3)	現物給付 (自己負担あり)	現物給付 (自己負担なし)

○福祉番号：子ども医療(小1～中3年生)の福祉番号は「40259095」です。

※現行から変更なし

○有効期間：満7歳に到達する年度の初日(転入は転入日)から、満15歳に到達する年度の末日まで

※満12歳(小6)から満15歳(中3)へ変更

○自己負担金：入院…無 通院…1診療報酬明細あたり500円(調剤報酬明細書には適用しない。)

※現行から変更なし

○申請に基づき、オレンジ色の受給券を送付します。

※ 小学1年生～中3年生のうち、重度心身障害者(児)、母子家庭、父子家庭など他の福祉医療費助成制度の対象となる方については自己負担金が生じない他の福祉医療費助成制度を優先して適用するため、この受給券(オレンジ色)は交付しません。

滋賀県内のみ有効					
福祉医療費受給券(子ども)					
福祉番号	40259095	受給者番号			
受給者	居住地	野洲市〇〇番地			
	氏名	野洲 太郎	男		
	生年月日	**年**月**日			
有効期間	令和5年10月1日 から 令和〇年〇月〇日 まで				
発行期間の長及び印	滋賀県野洲市長(印)				
交付年月日	令和5年10月1日				
自己負担金	入院: 自己負担なし 通院: 1診療報酬明細書当たり 500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない。)				

講演会・研修会等のご案内

第8回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
7月27日(金) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (草津栗東医師会)	草津市立市民総合交流センター 草津市大路二丁目1-35	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
7月28日(金) 14:30～15:30	令和5年度死体検案研修会 (高島市医師会)	高島市民病院 高島市勝野1667	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
9月26日(火) 14:30～15:30	令和5年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡医師会)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
9月27日(水) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (彦根医師会)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
9月28日(木) 15:00～16:00	令和5年度死体検案研修会 (東近江医師会)	東近江地域医療支援センター 東近江市中小路町483-4	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
10月26日(木) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (守山野洲医師会)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
12月21日(木) 15:00～16:00	令和5年度死体検案研修会 (大津市医師会)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
令和6年1月25日(木) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
令和6年2月22日(木) 15:30～16:30	令和5年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「正しい死亡診断－過去の事例を踏まえて－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 7 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

総務資料 15

(令和5年7月12日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 7/14 (金)	全国医師国民健康保険組合連合会 第4回理事会	3:00 PM (~)	東京都医師国民健康保険組合会議室	関連団体	
R5/ 7/15 (土)	医師会組織強化対策連絡協議会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	県医師会	
R5/ 7/16 (日)	日医認定産業医 第1回基本研修会(基礎前期)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな 彦根市大東町4-28	県医師会	
R5/ 7/17 (月)	日医認定産業医 第2回基本研修会(基礎前期)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな 彦根市大東町4-28	県医師会	
R5/ 7/18 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/ 7/18 (火)	第1回都道府県医師会会長会議	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会	日医	
R5/ 7/18 (火)	日本医師会役員・都道府県医師会会長会議 懇親会	5:00 PM (~ 7:00 PM)	日本医師会 3階 小講堂	日医	
R5/ 7/19 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 7/20 (木)	入退院支援看護師養成研修会	2:50 PM (~ 4:20 PM)	滋賀県看護研修センター	その他	
R5/ 7/20 (木)	第178回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	3:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R5/ 7/20 (木)	令和5年度都道府県医師会社会保険・情報システム 担当理事連絡協議会(ハイブリッド開催)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会小講堂	日医	★
R5/ 7/22 (土)	大阪府医師会勤務医部会設立50周年記念式典、記 念講演・シンポジウム	2:00 PM (~)	帝国ホテル大阪	関連団体	★
R5/ 7/23 (日)	長瀬清先生旭日小綬章受章記念祝賀会	12:00 PM (~)	札幌グランドホテル 別館2階 グラ ンドホール	関連団体	★
R5/ 7/25 (火)	第1回滋賀県がん対策推進運動実行委員会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	★
R5/ 7/25 (火)	個別指導(診療所／新規) 05年度診療所4 7月②	2:00 PM (~ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議 室	県医師会	
R5/ 7/25 (火)	滋賀県循環器病対策検討会 第2回心疾患領域検討 部会(ハイブリッド開催)	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7a会議室 もしくは Zoom参加	県	★
R5/ 7/27 (木)	第45回近畿学校保健連絡協議会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	奈良公園バスターミナル レクチャー ホール	関連団体	★
R5/ 7/27 (木)	経済産業医療企業年金基金第18回理事会・代議員 会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	ピアザ淡海 302会議室	関連団体	★
R5/ 7/27 (木)	令和5年度 死体検案研修会(草津栗東医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	草津市民総合交流センター	県医師会	
R5/ 7/27 (木)	第45回滋賀県保険者協議会	3:00 PM (~)	滋賀国保会館 4階大会議室	関連団体	★
R5/ 7/27 (木)	令和5年度全国メディカルコントロール協議会連絡会 (第1回)(予定)	3:00 PM (~ 6:00 PM)	帝京大学板橋キャンパス 東京都板橋区加賀2-11-1	国	
R5/ 7/28 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第2回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	★
R5/ 7/28 (金)	第1回滋賀県食育推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7A会議室 もしくはZoomによるオンライン	県	★
R5/ 7/28 (金)	中絶審査	2:00 PM (~ 3:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/ 7/28 (金)	令和5年度 死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	高島市民病院	県医師会	
R5/ 7/28 (金)	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 第2回常 任委員会および第2回総会	3:00 PM (~)	びわ湖大津プリンスホテル	県	★
R5/ 7/29 (土)	奥村芳正第103代滋賀県議会議長就任祝賀会	11:00 AM (~)	びわ湖大津プリンスホテル 3階 プ リンスホール	県	★
R5/ 7/30 (日)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	県医師会	

・ 7 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年7月12日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 7/31 (月)	令和5年度滋賀県精神保健福祉審議会	10:00 AM (～12:00 PM)	県庁周辺にて調整中 (オンライン併用)	県	★
R5/ 7/31 (月)	第1回滋賀県がん対策推進協議会 (ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	大津合同庁舎 3階入札室 もしくは Zoom参加	県	★
R5/ 7/31 (月)	令和5年度 第1回滋賀県肝疾患診療連携拠点病院 等連絡協議会	6:00 PM (～)	Web開催(Zoom)	関連団体	
R5/ 8/ 1 (火)	令和5年度 第1回滋賀県死因究明等推進協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	未定	県	★
R5/ 8/ 1 (火)	令和4年度滋賀県要保護児童対策連絡協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市 京町4丁目1-1	県	★
R5/ 8/ 1 (火)	母子保健推進会議	5:30 PM (～ 7:30 PM)	県庁 東館 7階 大会議室 もしくはオンライン	県	★
R5/ 8/ 2 (水)	子宮頸がん検診事業打ち合わせ	2:00 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 8/ 4 (金)	第5回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 8/ 4 (金)	医療福祉の地域創造会議 幹事会	4:30 PM (～ 5:30 PM)	県庁 北新館 5D会議室	県	★
R5/ 8/ 5 (土)	第2回近医連常任委員会	3:30 PM (～ 4:30 PM)	ホテルグランヴィア京都3階「金葉の 間」	近医連	
R5/ 8/ 5 (土)	令和5年度関西医師会連合常任委員会	4:30 PM (～)	ホテルグランヴィア京都	関医連	★
R5/ 8/ 7 (月)	日本医師会認定医療秘書養成に関する運営委員会	2:00 PM (～ 3:00 PM)	滋賀短期大学	県医師会	
R5/ 8/ 9 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 8/10 (木)	個別指導(診療所／新規) 05年度診療所5 8月①	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議 室	県医師会	
R5/ 8/15 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 8/18 (金)	第2回滋賀県医療審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁周辺にて調整中	県	★
R5/ 8/19 (土)	令和5年度近畿・北陸6県医師会長懇談会	6:15 PM (～)	琵琶湖ホテル	関連団体	
R5/ 8/21 (月)	第1回滋賀県立病院経営協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	調整中(参集もしくはZoom)	県	★
R5/ 8/23 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 8/23 (水)	第3回滋賀県循環器病対策検討会(ハイブリッド開 催)	6:00 PM (～ 8:00 PM)	県庁 本館4階 4-A会議室 もしくは Zoom参加	県	★
R5/ 8/24 (木)	第40回滋賀県三師会学校保健担当者協議会(予 定)	5:00 PM (～)	ホテル ポストンプラザ草津びわ湖	県三師会	
R5/ 8/26 (土)	女性医師懇談会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	ホテルニューオウミ	県医師会	
R5/ 8/29 (火)	令和5年度第1回滋賀県リハビリテーション協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁周辺にて調整中	県	★
R5/ 8/29 (火)	第1回滋賀県がん診療連携協議会	3:00 PM (～ 4:00 PM)	Zoomでの開催	県	★
R5/ 8/31 (木)	第2回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター 大会議室	県	
R5/ 9/ 2 (土)	第15回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (～ 6:45 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R5/ 9/ 2 (土)	第36回全国有床診療所連絡協議会総会「福島大 会」(1日目)	2:00 PM (～ 8:10 PM)	奥飯坂穴原温泉 吉川屋	その他	★
R5/ 9/ 3 (日)	第15回JATEC滋賀コース(2日目)予定)	7:50 AM (～ 5:00 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年7月12日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 9/ 3 (日)	第36回全国有床診療所連絡協議会総会「福島大会」(2日目)	8:50 AM (～11:30 AM)	奥飯坂穴原温泉 吉川屋	その他	★
R5/ 9/ 3 (日)	近畿医師会連合定時委員総会(第3回常任委員会、分科会、委員総会)	10:30 AM (～ 6:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	近医連	
R5/ 9/ 4 (月)	令和5年度第1回がん患者就労支援専門部会・滋賀長期療養者就職支援担当者連絡協議会・滋賀県両	3:00 PM (～ 5:00 PM)	滋賀労働局 6階 会議室	県、労働局	★
R5/ 9/ 6 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 9/ 7 (木)	第6回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 9/12 (火)	第3回地域職域医師会保険担当役員協議会(Web開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 9/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 9/14 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 9/15 (金)	人口減少を見据えた未来と幸せが続く滋賀推進協議会	10:00 AM (～12:00 PM)	県庁東館 7階 大会議室 もしくはZoom	県	★
R5/ 9/20 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 9/26 (火)	令和5年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	
R5/ 9/27 (水)	令和5年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	くすのきセンター	県医師会	
R5/ 9/28 (木)	令和5年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (～ 3:00 PM)	キャンパスプラザ京都 2階第1会議室	その他	★
R5/ 9/28 (木)	小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)(予定)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶ホテル ローズ	県医師会	
R5/ 9/28 (木)	令和5年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R5/10/ 5 (木)	第7回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/10/ 7 (土)	全国医師国民健康保険組合連合会第61回全体協議会	10:00 AM (～)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	関連団体	★
R5/10/ 7 (土)	第3回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト22階 E会議室	近医連	
R5/10/11 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/10/15 (日)	令和5年度近畿府県合同防災訓練(滋賀県総合防災訓練)	8:30 AM (～12:00 PM)	大津市内(主会場:大津市生涯学習センター)	県	
R5/10/17 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/10/19 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/10/22 (日)	第4回産業医研修会	1:00 PM (～ 6:00 PM)	ウイングプラザ E会議室	県医師会	★
R5/10/25 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/10/26 (木)	令和5年度 全国学校保健・安全研究大会1日目	11:30 AM (～ 3:30 PM)	神戸文化ホール・神戸市立中央体育館	国	
R5/10/26 (木)	令和5年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R5/10/26 (木)	小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)(予定)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	★
R5/10/27 (金)	令和5年度 全国学校保健・安全研究大会1日目	9:30 AM (～ 4:00 PM)	神戸文化ホール・神戸市立中央体育館	国	

・ 10 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年7月12日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/10/28 (土)	第54回全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (～ 6:00 PM)	神戸ポートピアホテル	日医	
R5/10/29 (日)	医学生・研修医等をサポートするための会	10:00 AM (～12:00 PM)	滋賀医科大学 臨床講義室2	県医師会	★
R5/11/ 5 (日)	第39回滋賀医学会総会(予定)	(～)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/11/ 5 (日)	第55回滋賀県国保地域医療学会	10:00 AM (～ 4:30 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	関連団体	★
R5/11/ 6 (月)	第3回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター(予定)	県	
R5/11/ 7 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/11/ 8 (水)	令和5年度災害時小児周産期リエゾン養成研修 技能維持研修	9:30 AM (～ 4:30 PM)	大阪府立国際会議場	その他	★
R5/11/ 8 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/14 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/11/16 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海(予定)	県医師会	
R5/11/16 (木)	令和5年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会	4:15 PM (～)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	関連団体	
R5/11/18 (土)	第86回労働衛生研究会(滋賀県産業医会主催)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海305会議室	関連団体	★
R5/11/18 (土)	スポーツ医研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)(予定)	3:00 PM (～ 6:00 PM)	ウイングプラザ E会議室	県医師会	
R5/11/22 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/23 (木)	令和5年度 在宅医療セミナー	10:00 AM (～ 5:00 PM)	淡海医療センター9階 あおばなホール	県／県医師会	★
R5/11/29 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)(予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設くすのきセンター)3F	県医師会	
R5/11/30 (木)	医療機関従事者研修会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R5/12/ 2 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:15 PM (～ 4:30 PM)	クサツエストピアホテル	近医連	
R5/12/ 8 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/12/10 (日)	死生懇話会～サロン④～	1:30 PM (～ 4:00 PM)	草津市内にて調整中	県	★
R5/12/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/12/14 (木)	滋賀県と三師会との協議会	5:00 PM (～)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県三師会	
R5/12/16 (土)	WATCH in Shiga 2023(予定)	2:00 PM (～ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県医師会	
R5/12/16 (土)	令和5年度 近医連災害時支援協定書に基づく訓練 事前打合せ会	3:00 PM (～)	梅田スカイビルタワーウエスト E-1会議室	近医連	
R5/12/20 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/12/21 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)(予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階 講習室	県医師会	
R5/12/21 (木)	令和5年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃	県医師会	
R5/12/21 (木)	小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)(予定)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	

・ 1 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年7月12日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/12/22 (金)	小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	ウエストレイクホテル可以登楼 高島市安曇川町中央2-1-6	県医師会	
R5/12/26 (火)	小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	★
R6/ 1/11 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R6/ 1/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R6/ 1/17 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 1/25 (木)	令和5年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R6/ 1/27 (土)	小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)(予定)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	市民総合交流センター(キラリエ草津) 5階	県医師会	★
R6/ 2/ 3 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト 22階 E会議室	近医連	★
R6/ 2/ 7 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/ 8 (木)	医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R6/ 2/10 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビルタワーウエスト E-1会議室	近医連	
R6/ 2/13 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R6/ 2/15 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 2/17 (土)	部落解放研究第31回滋賀県集会	10:00 AM (~ 4:00 PM)	滋賀県立文化産業交流会	その他	★
R6/ 2/18 (日)	第72回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会(予定)	1:00 PM (~ 4:10 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	近医連	
R6/ 2/21 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/22 (木)	令和5年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R6/ 3/ 2 (土)	令和5年 近医連救急災害医療担当理事連絡協議会(近医連災害時等協定書に基づく訓練検証会)	(~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R6/ 3/ 6 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 3/14 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 3/19 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R6/ 3/27 (水)	第23回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 6/ 1 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト 22階 E会議室	近医連	★

草津栗東医師会・行事予定表

令和 5年 8月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
8/1	火			
8/2	水			
8/3	木			
8/4	金			
8/5	土			
8/6	日			
8/7	月			
8/8	火			
8/9	水	第201回草津栗東医師会循環器研究会	20:00～21:30	クサツエストピアホテル
8/10	木			
8/11	金			
8/12	土			
8/13	日			
8/14	月	事務局夏季休館日		
8/15	火			
8/16	水			
8/17	木			
8/18	金			
8/19	土			
8/20	日			
8/21	月			
8/22	火			
8/23	水			
8/24	木			
8/25	金			
8/26	土	例会・診療科紹介・G-Pネット講演会・情報交換会	15:30～	ボストンプラザ草津
8/27	日	ゴルフ同好会		ザ・カントリークラブ
8/28	月			
8/29	火			
8/30	水			
8/31	木	湖南エリアがん漢方セミナー	18:30～19:40	WEB－LIVE配信

第201回草津栗東医師会循環器研究会のお知らせ (ハイブリッド開催)

謹啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、下記の要領にて第201回草津栗東医師会循環器研究会を開催致します。
ご多用中とは存じますが、ご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

日時： 2023年 8月 9日(水) 20:00～21:30

形式： ハイブリッド形式 (ZoomによるWEB配信による視聴と会場参加が可能です)

会場：クサツエストピアホテル 3階 慶雲 草津市西大路町4-32 TEL 077-566-3333

司会： 内田内科循環器内科 院長 内田 和則 先生

I 情報提供 『 リクシアナ錠について 』 第一三共株式会社

II 一般講演 20:00～20:30 (講演20分、質疑10分)

『 短期間に心電図が劇的変化をした透析患者症例 』

講師：独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 小児科 部長 岡川 浩人 先生

III 学術講演 20:30～21:30 (講演50分、質疑10分)

『 PCI術後の抗血小板療法をめぐる話題&循環器診療をめぐる興味深い症例 』

講師：滋賀医科大学 循環器内科 教授 中川 義久 先生
コメンテーター：滋賀医科大学 心臓血管外科 教授 鈴木 友彰 先生

*日医生涯教育講座単位CC：42 胸痛 (1.5単位)

Web形式(ZOOM)での視聴または会場での参加をご希望の先生はお手数をおかけ致しますが
ご参加方法(会場参加又はWEB参加、お名前、ご施設名)を下記までご連絡ください。

WEBでの参加希望の先生にのみ、ご視聴用URLを後日送付させていただきます。

▶参加希望連絡用メール： haneda.masahiro.uu@daiichisankyo.co.jp

▶担当者： 第一三共株式会社 羽田 正弘

受付締め切り：2023年8月8日(火)

※ WEB参加希望の先生は、第一三共ホームページにログインし、ご登録頂く事も可能です(医師のみ登録可)

<https://www.medicalcommunity.jp/webinar>

ログイン後に、『該当講演会』を選択→『視聴申し込み』を選択→視聴URL、ID、PWが送付されます。

詳細は裏面をご覧ください。



*会場でご観覧、視聴時にご登録頂きましたご施設名・ご芳名につきましては、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の提供のために利用させていただきます。
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
*講演会案内の転送や開示、講演会の録画・録音・撮影等は控え頂きますようお願い申し上げます。
*本会は医療従事者向けの内容となります為、ご視聴環境について御配慮下さいますようお願い申し上げます。
*会場における新型コロナウイルス感染拡大予防に対する対策 ～3密回避へのご協力のお願い～
・新型コロナウイルス感染症の影響で講演会当日、発熱・咳症状等感染症の疑いのある場合はご参加をご遠慮くださいますようお願いいたします。
・会場入り口にてアルコールによる手指の消毒にご協力をお願い致します。
・ご参加の際にはマスクの着用にご協力をお願い致します。
・受付や会場におけるホテルスタッフ並びに弊社社員もマスク着用にて対応させていただきます。
・ソーシャルディスタンスの確保のため座席の配置を変更されないよう、ご協力をよろしくお願い致します。
・茶菓弁当、飲料の提供はいたしません(飲み水はございます)。
・エリアの感染状況によってはWEB開催のみになる場合がございます。

共催： 草津栗東医師会

第一三共株式会社

会員登録いただくことで、診療に役立つさまざまなコンテンツや
ご勤務先のエリアに応じたエリアWeb講演会* をご覧いただけます。
*医師限定

検索または二次元コードより、
第一三共 Medical Communityにアクセス

 第一三共 Medical Community



▼新規会員登録・ログイン



「新規会員登録」「ログイン」はこちらから

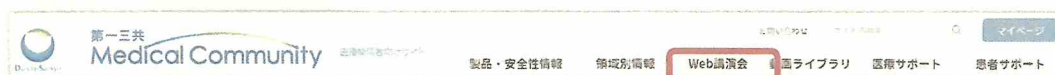
※登録情報の確認のため、会員登録には
1～3日程度お時間を頂く場合がございますので、
予めご了承ください。
(土、日、祝日、当社休日除く)

エリアWeb講演会申し込み方法 **医師限定**

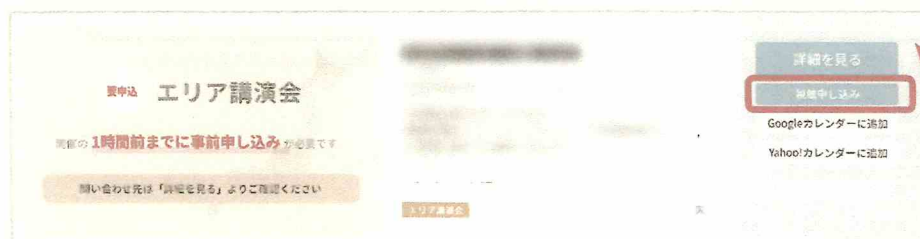
第一三共 Medical Communityに会員登録・ログイン後に、
Web講演会ページからエリアWeb講演会の視聴申し込みが可能です。

※ ご登録の会員情報を現在のご勤務先に変更することで、エリアWeb講演会にお申し込み頂くことができます。
会員情報の変更は、マイページ > 会員情報変更より、勤務先は最大5件までご登録可能です。

▼サイトナビゲーションエリア



▼ご視聴希望のエリアWeb講演会



視聴申し込みはこちらから

講演会前日の17時、当日の1時間前に
「視聴URL」を記載したメールを送付
させていただきます。

草津栗東医師会 GPネット講演会

日時

2023年8月26日(土) 17時00分～18時30分

場所

ホテル ボストンプラザ草津 リンカーン
ハイブリット開催(会場・web配信)

滋賀県草津市草津駅西口ボストンスクエア内

TEL:077-561-3311

【特別講演】

座長

医療法人南草津けやきクリニック 院長

宮川 正治 先生

『高齢者のうつ病

ー認知機能障害の視点から病態・治療戦略を考えるー』

演者

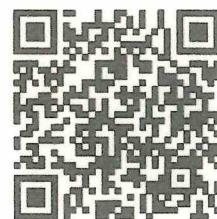
京都第一赤十字病院 心療内科 部長

名越 泰秀 先生

■本講演会は先生ご自身のパソコンやスマートフォンタブレットなどのデバイスからご視聴いただけます。

■2次元バーコードは医師会より送付されたURLと同様です。どちらからの入室も可能です。

■当日入室も可能ですが、事前登録のご協力をお願いいたします。



★本会は日本医師会生涯教育制度に係る認定講座単位取得予定 (カリキュラムコード: 0000)

共催 一般社団法人草津栗東医師会 武田薬品工業株式会社 ルンドベック・ジャパン株式会社

草津栗東医師会 GP ネット講演会 情報交換会開催のお知らせ

日時：2023 年 8 月 26 日(土) 18:30～20:00

会場：ホテル ポストンプラザ草津 リンカーン
草津市西口ボストンスクエア内

TEL：077-561-3311

主催 草津栗東医師会